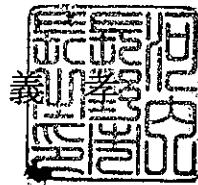




河長都道第 17 号
平成19年 5月11日

国土交通省道路局长様

河内長野市
市长 橋上



中期的な計画の作成にあたっての意見書

平成19年4月2日付国道企第114号で、ご依頼がありました
标记の件につきまして、下記のとおり、回答いたします。

記

1. 広域的な拠点都市を機能的に結ぶ幹線道路の整備

大阪市・堺市・本市及び和歌山県橋本市を結ぶ幹線道路、国道
371号バイパス、都市計画道路大阪河内長野線の整備促進

2. 安全で安心な道路の整備

交差点の改良や踏切の改良、バリアフリー化を積極的に進める。

河内長野市中心市街地、国道170号と国道310号が交差する近鉄・南海の架道橋の拡幅整備の促進

国道170号、国道310号及び国道371号のバリアフリー化及び結節点である七ツ辻交差点の改良による交通改善を図る。

3．道路の維持管理を適切に行い、良好な施設の保全と機能向上を図る

道路施設を適切な時期に適切な管理をすることにより、道路の機能向上が図れ、施設の寿命も伸びることから、橋梁の老朽化、耐震化に対する補助及び大規模な修繕等に対する助成制度の充実を図る。

4．高速自動車国道を地元の意見を尊重し、国の責任において着実に整備を推進する

本市市街地から、高速道路のインターチェンジまで30分以上かかる、このような現状から自動車専用道路ネットワークへの接続性の向上を図るため、大阪南部地域への自動車専用道路の延伸を図る。

5．道路整備の効率化を図るため、道路整備のための土地取得に対して、収用制度や地籍調査制度の改善を図る

道路建設には用地取得が伴うが、地籍混乱や、地権者の立会拒否等により、多大な費用と労力が必要であるが、現制度下においては、事業者においてこれらを解決することは困難なことから、これらの問題を専門的に解決する機関や制度の確立を図る

河内長野市

都市計画マスターPLAN

(河内長野市都市計画の基本的な方針)

平成18年11月改訂



河内長野市シンボルキャラクター モックル

大阪府 河内長野市

一 目 次 一

1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは	1
本マスタープランの構成と位置づけ(図)	2
2 今回の改訂の背景	3
3 目標年次	3
4 人口フレーム	3

2章 都市づくりの理念

1 都市づくりの現状と課題	4
2 都市の将来像と基本理念	5

3章 分野別方針

1 土地利用の方針	6
土地利用方針図	7
2 市街地整備の方針	9
市街地整備方針図	12
3 都市施設の整備方針	
1)交通施設の整備方針	13
交通施設整備方針図	19
2)公園・緑地の整備方針	20
公園・緑地整備方針図	23
3)下水道・治山・治水の整備方針	24
下水道整備方針図	28
4)その他の公共公益施設の整備方針	29
4 住宅整備の方針	35
住宅整備方針図	37
5 自然的環境保全の方針	38
自然的環境保全方針図	40
6 都市防災・防犯の方針	41
都市防災方針図	44
7 景観形成の方針	45
景観形成方針図	47

4章 計画の推進方策

1 定期的な成果測定による進行管理	48
2 横断的な推進体制の構築	48
3 住民の主体的なまちづくりの仕組みづくり	48

おわりに	49
------	----

3つの基本理念実現のための主要施策一覧(再掲)	50
-------------------------	----

用語の解説	62
-------	----

1章 はじめに

1 都市計画マスタープランとは

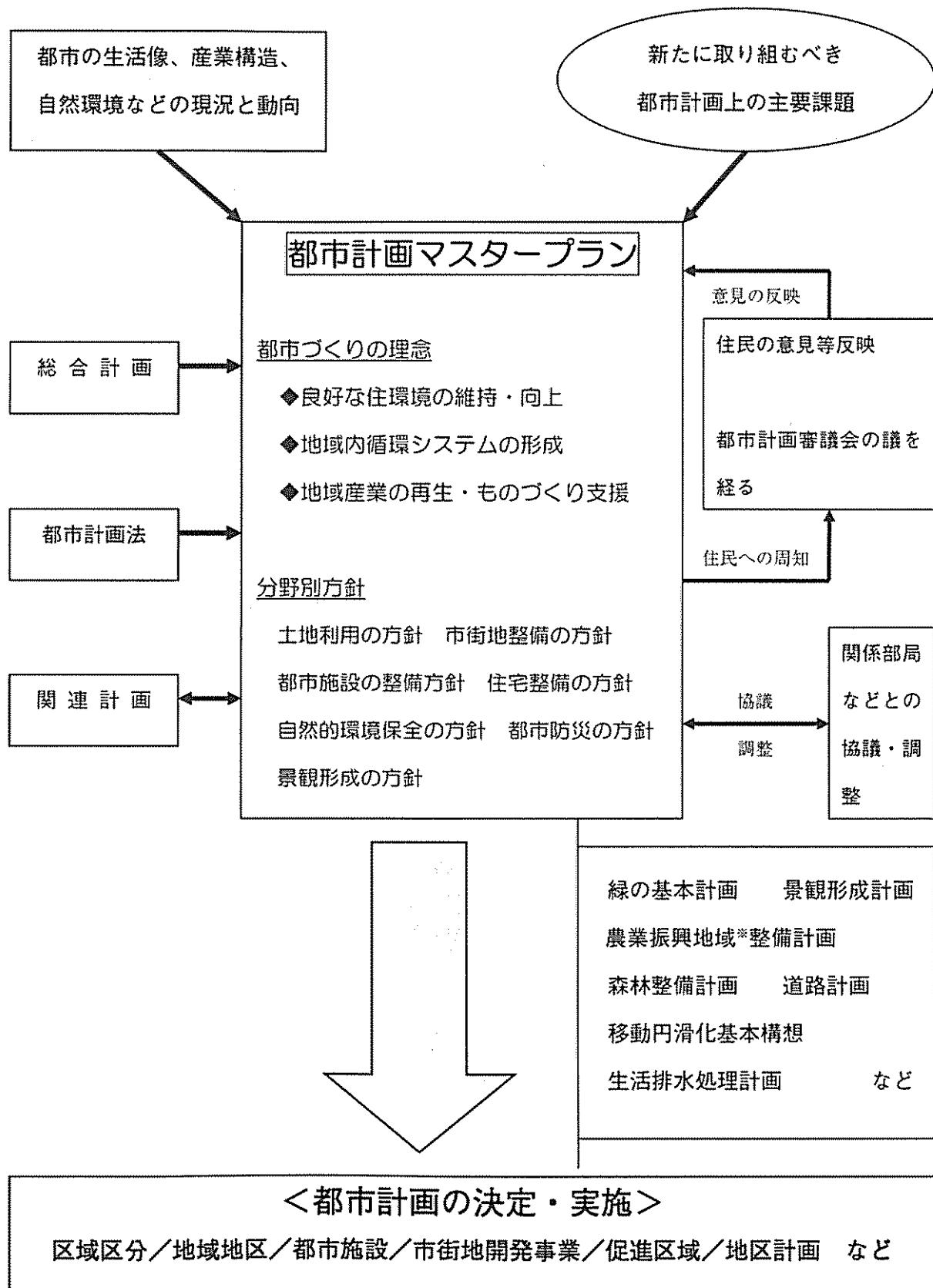
都市の健全な発展と秩序ある整備をはかるためには、土地利用・施設整備・開発事業などを地域の特性や将来像に則して、計画的に進めていくことが必要です。そのための計画を「都市計画」と言い、基本的なルールなどは「都市計画法」という法律に定められています。

都市計画マスタープランとは、正式には「都市計画に関する基本的な方針」^(注)といい、個々の都市計画、つまり土地利用・施設整備・開発事業などの基本となるものです。

(注) 都市計画法の抜粋

- 第18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならぬ。

- 本マスタープランの構成と位置づけ（図） -



2 今回の改訂の背景

都市計画マスタープランの前提となるまちの将来像は「総合計画」に示されています。河内長野市では、平成11年に当時の「河内長野市第3次総合計画」に基づいて「河内長野市都市計画の基本的な方針」を策定しましたが、この河内長野市第3次総合計画が平成17年度で終了し、平成18年度から新しい総合計画（河内長野市第4次総合計画）がスタートしました。

このため、都市計画の基本的な方針も見直しを行うとともに、名称も一般的に使われている都市計画マスタープランに変更したものです。

3 目標年次

本都市計画マスタープランの目標年次は、河内長野市第4次総合計画と同じく平成27年度です。

4 人口フレーム

本都市計画マスタープランが想定する人口フレームは、河内長野市第4次総合計画と同じく、平成27年度末時点でおよそ12万人です。



2章 都市づくりの理念

1 都市づくりの現状と課題

本市は、昭和29年人口約3万人の市制施行以後、約12万人の現在にいたる過程で、独自の開発指導により住宅団地の開発を誘導するとともに、土地区画整理事業※などの面的整備事業や道路・駅前整備、上下水道整備などの都市基盤の整備などを進めてきました。

この結果、公共下水道や道路などは引き続き整備が必要ですが、恵まれた自然環境や豊かな歴史・文化資産ともあいまって、市民生活を支える基本的な都市基盤はほぼ整いつつあるといえます。

しかし、その一方で、人口減少社会の到来と少子高齢化の進行、安全・安心への信頼の揺らぎ、より重要となった環境との共生、まちづくりへの市民の参画拡大など、本市を取り巻く時代潮流は大きく変化しており、都市計画の側面からの対応が不可欠になっています。

2 都市の将来像と基本理念

河内長野市第4次総合計画では、本市の地域特性や本市を取り巻く社会経済環境を踏まえ「量的拡大から質的充実への転換」を基本的な考え方として、都市の将来像を「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」とし、「環境調和都市」、「共生共感都市」、「元気創造都市」、「安全安心都市」、「自律協働都市」の5つをまちづくりの目標に掲げています。

そして、この目標を達成するための都市構造について、「豊富な地域資源を有する現在の都市構造を継承しつつ、地域資源が互いに関連しつつ循環していくことを目標とし、これまでの経緯も踏まえながら社会経済動向を見極め、民間活力を活用して、「まちの活力」の維持・充実、活動人口の受け皿となる機能配置をはかる」としています。

本都市計画マスタープランでは、総合計画に掲げる本市を取り巻く時代潮流および将来像「みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野」を共有しつつ、総合計画が目指す都市構造を実現する都市計画としての基本理念を「良好な住環境の維持・向上」、「地域内循環システムの形成」、「地域産業の再生・ものづくり支援」とします。

◆ 「良好な住環境の維持・向上」

「豊かな自然環境と都市的魅力が調和した良好な住宅都市」という本市の基本的な性格を守り、高めていくことを本マスタープランの基本とします。

◆ 「地域内循環システムの形成」

自然資源だけでなく、さまざまな物的・人的資源が地域内で関連・循環することにより、お互いに助け合い・刺激し合いながら、地域全体の活力が高まっていくことを目指します。

◆ 「地域産業の再生・ものづくり支援」

産業を地域の循環性を生み出す原動力のひとつとして位置づけ、地域産業の再生やものづくりへの取り組みを都市計画からも支援していきます。

3章 分野別方針

1 土地利用の方針

都市の将来像を踏まえ、まちづくりの基本方向である、質的な充実と「まちの活力」の維持・充実に寄与する土地利用をはかるため、現在の都市構造を継承しつつ、市域を市街地部、丘陵部、山林部の3つに区分して、各々について次の方針を掲げます。

また、この区分のそれぞれの中で地域資源が循環するとともに、区分を越えて互いにかかわり合いながら、市域全体としての循環性を高めていくことをを目指します。

<市街地部>

- ・主要駅周辺市街地では、少子高齢化や情報化などの時代の流れに対応しながら、地域資源の集積拠点として、市民・事業者・行政が一体となって、まちの「顔」としての活性化をはかり、整備方策を検討します。
- ・既成市街地では、残存する貴重な緑・水辺空間を保全・活用した潤いのあるまちなみを形成するとともに、空閑地においては、良好な住宅開発を誘導します。
- ・計画的市街地では、建築協定など市民の自主的なまちづくりによる良好な住環境の維持を促進します。
- ・市街地部に位置する市街化調整区域*については、効果性を踏まえながら、地域の活性化に資するような計画を検討します。

<丘陵部>

- ・市街地部と山林部に囲まれた丘陵部では、良好な景観と環境を維持し、集合した優良な農空間や優れた自然環境を有する緑などを、市民のレクリエーションや、安らぎの空間としての活用を含め、市民協働参画のもとで積極的に保全し、その本来の目的に応じた土地利用を基本とします。
- ・丘陵部は、市街化調整区域であることから、市街化を抑制するという基本姿勢を堅持します。なお、「小山田」「下里」「日野・加賀田」「清水・岩瀬」「河合寺」の限定した5つの地域（特定機能地域）については、まとまった一団の区域（50ヘクタール以上を基本とする）にて、民間活力を活用した、計画的で質の高い、秩序ある土地利用をめざします。そ

の際には、地域の合意に基づき、自然環境との調和や歴史・文化などの地域特性を生かすとともに、防災面にも留意するものとします。

- ・特定機能地域は、単なる住宅地にとどまることなく、都市活力と市民福祉の向上につながるよう、公共施設の整備と併せて、教育・文化・福祉・医療・生産・研究開発・住居などの特定機能（注）を包括的に配置した、魅力ある生活環境の形成をめざすものとし、市民の癒しや憩いの空間を大切にし、自然との調和や環境の保全への適切な配慮をはかるべく、一団の土地利用において、連続性と有機的なつながりをもたせた緑地・公園などを区域面積の40パーセント以上を基本として機能的に配置するものとします。

（注）配置する機能例

学校教育法による学校や専修学校などの教育施設

博物館法による博物館や美術館または図書館法による図書館

各種福祉法による社会福祉施設

医療法による医療施設

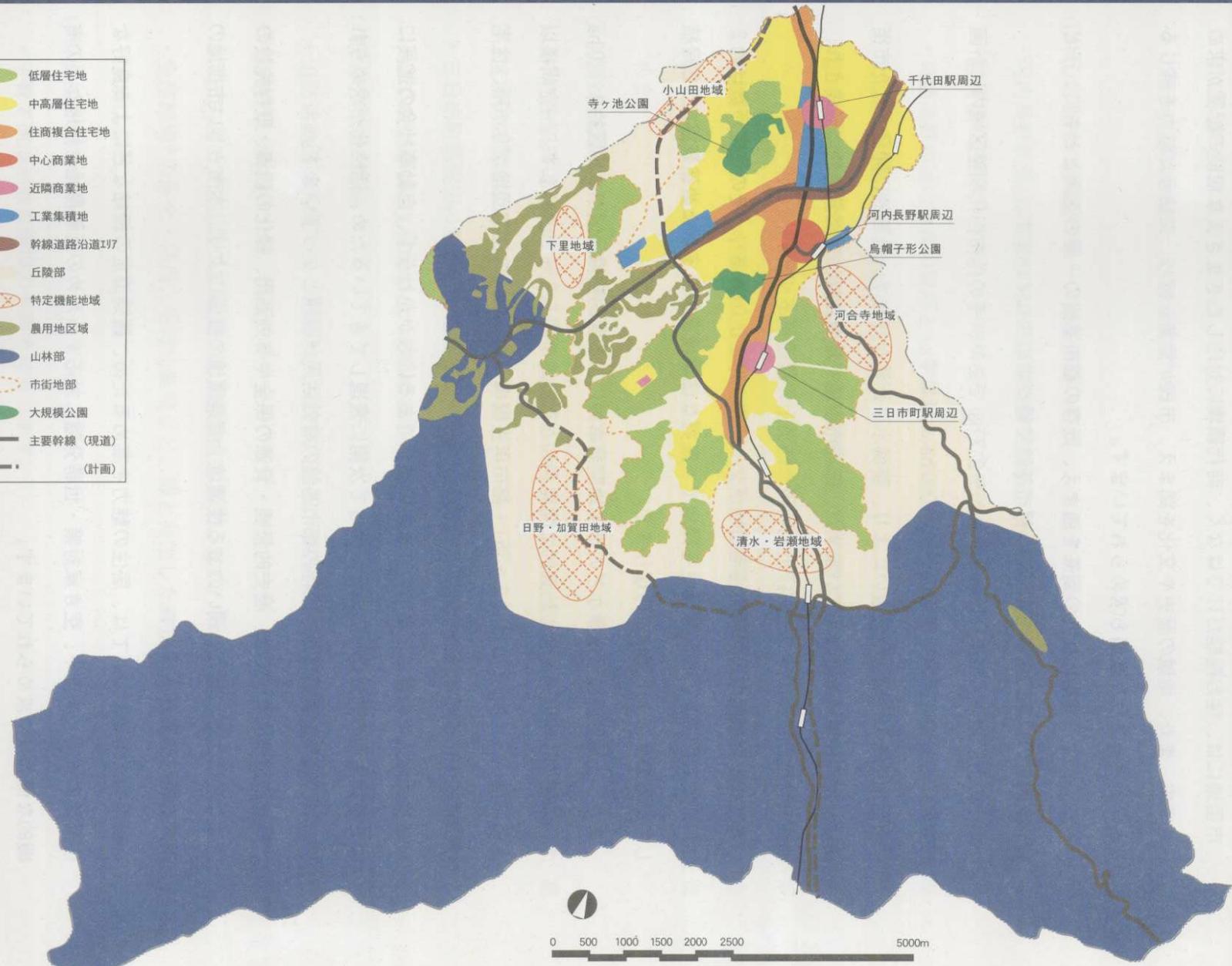
地域資源を活用し雇用機会の拡大や地域経済の活性化につながる技術先端型業種の生産施設およびその研究開発施設または大学・大学院教育・研究施設 など

<山林部>

- ・山林部では、本市の特徴である豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、保全、育成、継承をはかるとともに、レクリエーションの場として有効な活用に努めます。
- ・森林については、林業の生産の場とするとともに、多様な公益的機能を有することから、市民と行政が連携した新しい整備の仕組みを構築しながら、市民自らが守り、育て、実践する場とします。
- ・中山間地域の農地については、生産の場としてのみならず、保水などの公益的機能や多面的な機能を有する空間として保全・活用に努めます。

土地利用方針図

- 低層住宅地
- 中高層住宅地
- 住商複合住宅地
- 中心商業地
- 近隣商業地
- 工業集積地
- 幹線道路沿道エリア
- 丘陵部
- 特定機能地域
- 農用地区域
- 山林部
- 市街地部
- 大規模公園
- 主要幹線（現道）
- （計画）



2 市街地整備の方針

市街地には、住む機能だけではなく、時代環境に対応したさまざまな機能の配置が求められます。また、地域の歴史や文化を踏まえ、市民が愛着を感じ、来訪者が魅力を感じることができるような整備も求められています。

さらに、少子高齢化社会の到来を踏まえ、既存の都市基盤の一層の活用とともに、子どもや高齢者の視点に立った重点的な都市基盤整備が求められています。

本市の市街地は、市街化区域^{*}が1, 527haであり、その他市街化調整区域内に計画的開発による住宅団地や集落地が約300haあります。

市街地はその形成過程の違いにより、整備水準が異なります。計画的に開発された市街地は一定の住環境をそなえていますが、既成市街地や集落地は、自然発生的に形成され、地区の特徴を顕著に持つ一方、土地利用や防災上の課題があります。

まとまった規模の民間開発住宅団地が21団地、約800haあり、その住宅戸数は約20,000戸です。民間開発住宅団地で、良好な住環境を保全するため建築協定^{*}を締結しているのは、11団地にのぼります。

また、土地区画整理事業などの市街地開発事業による面的整備区域が9地区約110haで、前記の住宅団地を含め計画的に開発された市街地が約53%を占めます。一定規模以上の府営（5ヶ所）・公社（2ヶ所）・都市再生機構（2ヶ所）の住宅団地が9ヶ所、住宅戸数は約4,100戸あります。

主要駅周辺市街地は、本市の「まちの顔」であるにもかかわらず、自動車社会の進展による市民生活の郊外化・広域化に伴って次第に衰退してきているため、活性化が求められており、商業振興のほか、既存の都市基盤の有効活用が課題となっています。

既成市街地においては、歴史的景観・資源の保全や有効活用、緑化の誘導、既存施設の更新などによる、魅力と潤いのある住環境・産業環境の整備により、本市らしい市街地の形成を行う必要があります。

計画的市街地については、居住の魅力を高めるため、建築協定の締結などによる良好な住環境の維持・向上や、空き家対策・世帯分離に対応するための近隣農地や緑地などの有機的な係わりが求められています。

また、新市街地の形成にあたっては、土地利用の方針との整合をはかりながら、整備の方向性を定める必要があります。

加えて、市街地の整備などにあたっては、市民が主体となって行うまちづくりが求められています。

市街地整備の方針は次のとおりです。

①中心市街地の整備

- ・河内長野駅周辺市街地の都市基盤施設の整備と、河内長野駅前線をシンボルロードとして整備することで、『河内長野市の顔』の形成をはかります。
- ・東西高野街道の合流の要所として栄えた河内長野駅周辺について、観光拠点の整備や、歴史的景観の整備をはかります。
- ・広域および地域内の循環拠点として、商業機能だけでなく、教育・文化・福祉なども含めた「市民生活の質」の向上するための整備について、既存商店街の再整備など活性化方策の検討、まちづくり団体などとの協力による活性化事業の取り組み、災害に強い住まいとまちづくりを進めるため、防災広場の設置やバリアフリー※も含めた面的整備の検討を進めます。

②主要鉄道駅周辺市街地の整備

- ・千代田駅周辺の整備（駅東側交通広場の整備、アクセス道路※の整備、駐車場の検討、高度利用の促進など）を進めます。
- ・三日市町駅周辺の整備（宿場町として栄えた駅周辺の歴史的な整備や、駅前住宅市街地としての整備や高度利用など）を進めます。

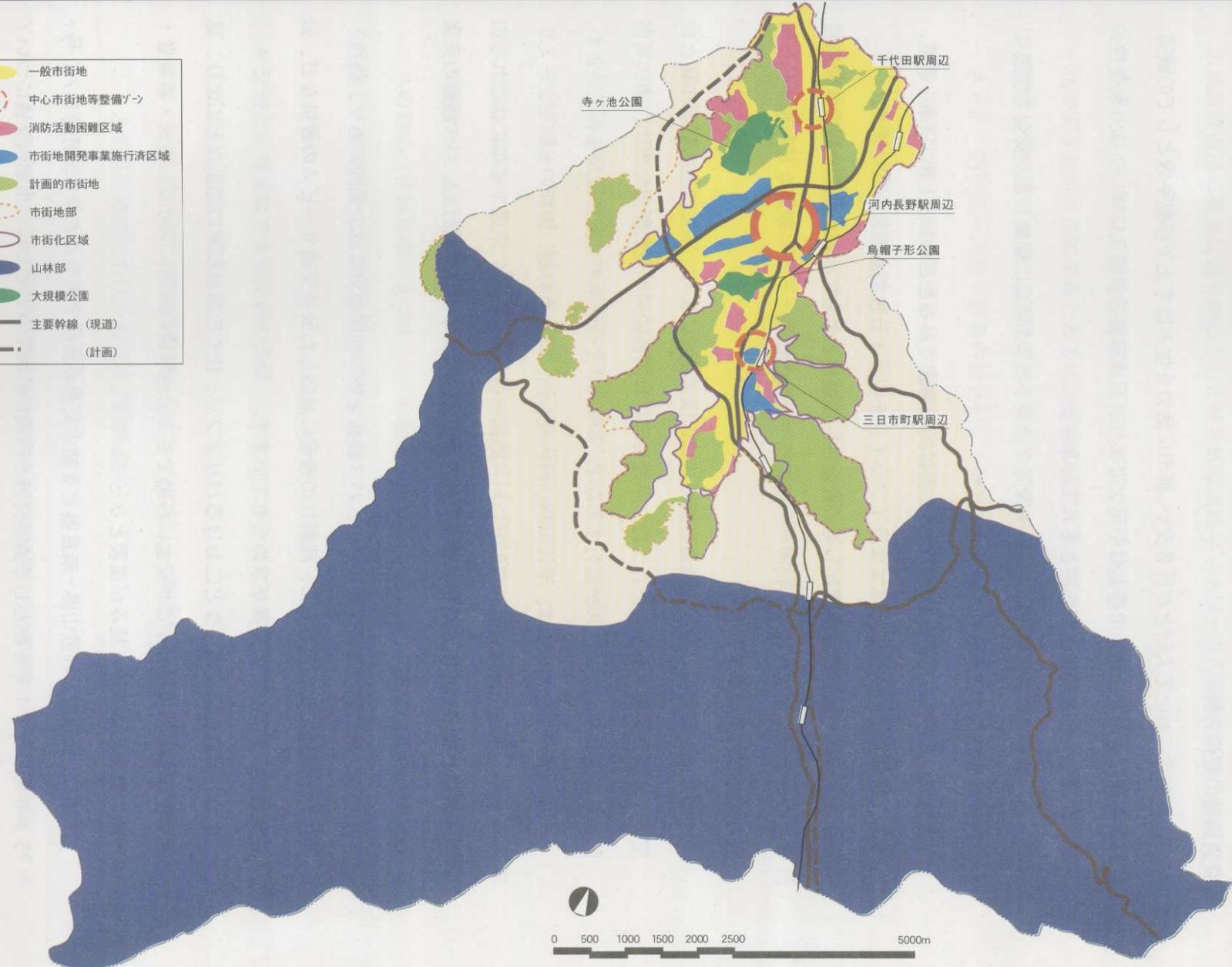
③既成市街地の整備

- ・消防活動困難区域※で、消防活動に有効な6～8m以上の中街路整備を促進するための検討を行います。
- ・4m未満の狭隘道路の拡幅の誘導・整備推進を行います。
- ・生産緑地※の保全・活用、宅地化農地など、緑と共生した良好な住宅市街地形成の誘導をはかります。

④計画的市街地の保全

- ・子育て環境や教育環境の充実をはかります。
- ・建築協定、地区計画※(注)の適用を促進するため地域への啓発を行います。
- ・近郊の農地などとの連携により、住民が緑とふれあえる環境の整備をはかります。

市街地整備方針図



3 都市施設の整備方針

1) 交通施設の整備方針

市民生活において人びとが行き交い、都市に活力を生み出す上で移動手段としての鉄道、バス路線などの交通体系の整備は不可欠であり、交通需要の多様化に伴い、より利便性の高い交通サービスの提供が必要とされています。

また、近年では、高齢化社会やノーマライゼーション^{*}理念に配慮した、安全で快適な交通環境の整備が求められています。

道路は、人と人、人と物を結びつける根幹的な施設であるとともに、上水、下水、電気、ガス、電話などの生活に不可欠なライフラインを収容する役割も果たしています。

また、近年では、移動空間としての安全性、快適性とともに、都市景観や緑の空間形成などからの環境形成機能や、災害時の避難路や延焼遮断帯としての機能などの複合的な機能も求められています。

本市では、南海高野線と近鉄長野線の二つの鉄道路線により、早くから大阪都市圏との交通ルートが整備されました。また、平成8年には関西国際空港の開港に伴い、河内長野駅から直通のリムジンバスが運行するなど、広域的な交通体系の充実がはかられています。

一方、市内交通としては、千代田駅、河内長野駅、三日市町駅、美加の台駅をターミナルとして、各住宅団地などへ放射状にバス路線が運行しており、平成14年にはこれらのバス路線と接続して市の南北を結ぶモックルコミュニティバスを運行し、バス路線の充実もはかられています。

しかし、車社会の進展などに伴い、バス路線全体の利用状況は減少傾向にあり、維持・活性化が課題になるとともに、高齢化の進展に対応した公共交通サービスの提供など、公共交通ネットワークの充実が求められています。

また、公共交通や道路などにおけるバリアフリー化や放置自転車の防止などにより、高齢者や子ども、障害者などが安全に移動できる交通環境の実現に向けて、市民・事業者・行政の協働による取り組みが重要となっています。

本市は、大阪府と和歌山県・奈良県とを結ぶ交通の要所であることから、国道170号・310号・371号を軸として通過交通を円滑に処理するとともに、市域内交通については、安全で快適に移動できるよう道路網の整備を進めています。

とりわけ、市中心部においては通過交通の増加による慢性的な渋滞が発生しているため、

道路交通の円滑化をはかるとともに、大阪・堺方面と本市とのアクセスを強化するなど、広域幹線道路の整備促進を中心とした総合的な道路ネットワークの整備が求められています。

また、本市においては今後急速に高齢化が進むと予測されていることから、バリアフリー化や安全対策を推進するとともに、既存の道路においても歩行者や自転車の利用などにも配慮した整備を行うなど道路環境の質的な充実が重要となっています。

さらに、防災面や消防・救急救助活動における道路の果たす機能の向上をはかるとともに、道路の美化や維持管理などで地域住民との協働の促進が求められます。

交通施設の課題は次のとおりです。

- ア 道路交通の円滑化をはかるため、国道310号、371号の交通渋滞と将来の交通需要への対応、河内長野・千代田駅へのアクセス道路の整備、地域間の道路整備などが課題です。
- イ 公共交通機関の利便性の向上をはかるため、鉄道輸送力の増強、バスの利便性の改善、駅前広場機能の改善（キッスアンドライド※などへの対応）などが課題です。
- ウ 主要鉄道駅周辺での駐車対策（不法駐車対策など）が必要です。
- エ 交通安全への対応をはかるため、事故多発地点の改善、歩行者の安全対策が必要です。
- オ 社会・経済的な対応として、高齢化に対応した交通施設の整備（バリアフリー化、公共交通サービスの充実）、都市環境への対応（騒音、排気ガス）、また、自然・文化・歴史への対応（景観形成、テクルート※の整備）が必要です。

交通施設の整備方針は、次のとおりです。

A 交流と連携をはかる道路網の整備

①広域幹線道路の整備

大阪都市圏での広域幹線ネットワークの強化、隣接する都市との連携を強化し、大阪南部地域における拠点性を高めます。

(1) 広域幹線ネットワークの形成

- ・大阪方面および関西国際空港へのアクセスを強化するため、大阪外環状線の4車線化、大阪河内長野線の整備、狭山三日市線の渋滞部の拡幅、河内長野から泉北間の検討を促進します。

- ・和歌山県との連携を強化する国道371号バイパス、主要地方道堺かつらぎ線の整備を促進します。
- ・奈良県との連携を強化する国道310号バイパス整備を促進します。
- ・ふるさと農道の整備を促進します。

(2) 高速道路の整備

- ・高速道路南部延伸計画の早期策定を要請します。

②市域幹線道路の整備

主要駅への連絡道路となる都市計画道路などの市域幹線道路の整備、駅を中心に放射状に広がる住宅地などを相互に連絡する地域間道路の整備を推進します。

(1) 主要駅連絡道路の整備

- ・河内長野駅へのアクセス道路である河内長野駅前線の整備を推進します。
- ・千代田駅へのアクセス道路である千代田駅前鳴尾線の整備を推進するとともに、他のルートについても検討します。

(2) 地域間連絡道路の整備

- ・地域間の連絡の改善をはかり、生活密着型市域幹線道路の整備を推進します。
　　<野作赤峰下里線の延伸、市道河合寺竜泉寺線の完成、市道広野1号線の整備>
- ・安全性やアクセス性改善をはかり、生活環境を向上させるため、次の路線の拡幅整備を促進します。
　　<市道三日市1号線、市道三日市高向線、市道日野加賀田線、野作赤峰下里線など>

(3) 駅前広場の整備

- ・千代田駅東側交通広場の整備を推進します。

③身近な道路の整備

人と人がふれあえるコミュニティ空間として、身近な道路のネットワーク化をはかるとともに、地域間の循環が可能となるような、安全性や利便性、快適性を確保するための新設、改良を行います。

(1) コミュニティ空間の確保

- ・天見自転車歩行者専用道路の整備を推進します。
- ・市街地を中心にコミュニティゾーンをつなぐ道路の整備を推進します。

(2) 身近な道路の新設改良

- ・舗装面の劣化した住宅地内道路の舗装改修を計画的に実施します。
- ・住宅地内道路の歩道の整備をはかります。

(3) 駐車場整備

- ・河内長野・三日市町・千代田駅周辺の駐車場整備については、パークアンドライド*の対応も含めた中で、民間整備の動向を見守りながら検討します。

未完成都市計画道路の方針一覧

平成18年4月1日現在

路線名	延長	進捗率	方針	備考
河内長野駅前線	750m	38.6%	重点	早期完成に向けて推進する。
大阪河内長野線	7,480m	50.8%	重点	野作赤峰下里線との整合を図る。
狭山三日市線	4,990m	1.0%	重点	洪滞区間の整備を早期に推進する。
大阪外環状線	8,060m	88.3%	重点	全区間4車線化を要望する。
河内長野泉北線	2,660m	0.0%	重点	泉北地区とのアクセスを重視する。
三日市小塩線	830m	27.7%	検討	廃止も視野に入れ再検討する。
小山田広野線	1,500m	27.3%	推進	現道との整合を図りながら推進する。
野作赤峰下里線	2,050m	63.4%	重点	大阪河内長野線との整合を図る。
鳴尾汐の宮線	1,760m	8.5%	検討	廃止も視野に入れ再検討する。
千代田駅前鳴尾線	950m	8.4%	重点	他のルートも検討し、推進する。
古野長野線	420m	57.1%	検討	廃止も視野に入れ再検討する。
長野富田林線	1,940m	0.5%	推進	洪滞区間の整備を推進する。
三日市駅前線	250m	80.0%	事業中	平成18年度末完成予定
三日市青葉台線	1,280m	88.2%	事業中	平成18年度末完成予定
三日市東西線	250m	90.0%	事業中	平成18年度末完成予定
千代田台線	970m	61.8%	検討	現道の状態で完成とするか検討する。

B 安全で快適な交通環境の整備

①安全で災害に強い道路の整備

防災点検によって抽出される道路、橋梁について緊急度の高い施設から早急に整備を進めます。また、幹線道路の歩道整備、事故多発地点の改良、交通安全施設整備などを促進して交通事故の減少をはかります。

(1) 防災点検および地域防災計画により抽出される道路・橋梁の整備

- ・危険箇所の改良を進めます。
- ・老朽橋の優先的補修、補強を進めます。

(2) 幹線道路の歩道整備

- ・広域幹線道路、市域幹線道路の歩道整備を促進します。

(3) 事故多発地点の改良など

- ・事故多発地点の交差点改良、事故多発地域の交通安全施設の整備を促進します。

②人にやさしい道路の整備

ノーマライゼーションの理念に基づき、道路施設のバリアフリー化、道路管理の充実をはかります。

(1) 福祉のまちづくりを推進する道路整備

- ・歩道段差の解消、歩車分離を積極的に推進します。
- ・歩行者、自転車優先の道路空間の形成に努めます。

(2) わかりやすい道路標識の整備

- ・都市サインについて、「都市サイン計画マニュアル」に基づき整備を推進します。
- ・地域誘導サイン、歩行者系誘導サインの整備を推進します。
- ・全路線において、標識のローマ字併記の実現に努めます。

(3) 管理の充実と市民参加による管理の推進

- ・通行の支障となる不法占有物や放置自転車の撤去を強化します。
- ・地域組織とタイアップした維持管理（アドプト・ロード^{*}）のさらなる拡大・充実をはかります。

③景観形成に配慮した道路の整備

文化的・歴史的環境に配慮しながら幹線道路の緑化や沿道環境に調和した道路施設整備を推進します。

(1) シンボルロードの整備

- ・河内長野駅からラブリーホールを経て、市役所周辺を結ぶシンボルロードの整備を進め、歩道や休憩施設を充実させるとともに可能な限り無電柱化をはたらきかけます。

(2) 緑化の推進

- ・幹線道路では、地域の特性をふまえ個性ある樹種の導入など積極的に緑化を推進します。

(3) 親しみのある道路空間整備

- ・道路のグレードアップ、ポケットパーク^{**}整備、沿道サービス整備（広域幹線道

路）を促進します。

(4) 環境保全に配慮したみちの形成

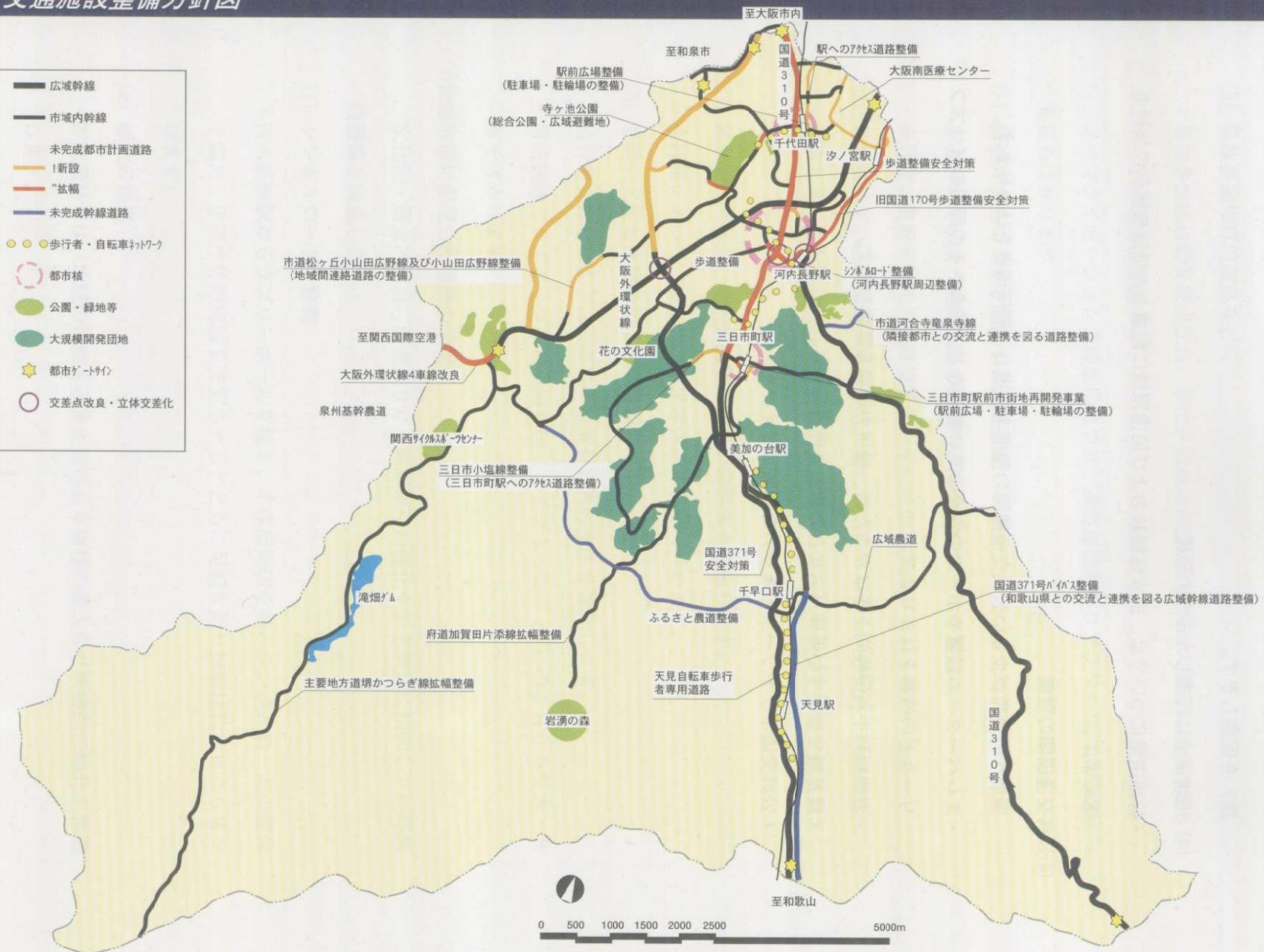
- ・幹線道路については、透水性舗装および沿道環境に配慮した低騒音舗装の検討を進めます。

④公共交通機関の整備

環境への負荷が少ない公共交通機関の整備を促進し、利用増進をはかります。

- ・エレベーターの設置やホームの安全の高い整備など、駅舎やその周辺のバリアフリーなどの改善をはかります。
- ・混雑緩和や利便性向上をはかるため、輸送力増強を要請します。
- ・乗り降りしやすい低床バスなどの導入を促進します。
- ・公共交通ネットワークのあり方を検討します。

交通施設整備方針図



2)公園・緑地の整備方針

公園・緑地は、都市の潤いを創出するとともに、幼児から障害者、高齢者までだれもが自然と触れ合い、コミュニティを形成し、広域レクリエーション活動などを行うなど、健康で文化的な都市環境を形成する上で重要な都市空間です。

さらに、災害時には避難地・避難路・火災の延焼防止、ボランティアなどの救援活動拠点、復旧・復興の拠点などの機能を發揮するなど、安全でゆとりのある生活に重要な施設でもあります。

本市では、山林が市域の約7割を占めています。市街地は市域の北部に位置し、市街地を包み込むように自然緑地が分布しています。市街地周辺に分布する大規模社寺境内地(觀心寺、金剛寺など)は、周辺の自然と一体となった歴史的自然環境を形成しており、広域公園として親しまれています。また、花の文化園、滝畠ダム、関西サイクルスポーツセンター、岩湧の森など観光・レクリエーション施設が市域の中南部に点在しているとともに、市域北部の寺ヶ池公園、中部の烏帽子形公園などの大規模な公園があり、健康で文化的な都市環境を形成する都市空間として、また都市の潤いを創出する都市施設として総合公園をはじめとして公園整備に努めています。その結果、本市の公園・緑地は、大阪府内では比較的充実した状況となっています。一人あたり公園面積は約17m²(平成18年4月、大阪府広域緑地計画の目標は、13m²以上)です。

しかし、公園の維持管理などにおいては、草刈り、清掃などの日常管理の負担が大きく、施設・遊具の老朽化も進んでおり、計画的な維持補修や改修などの必要性が高まっています。

また、最近、遊具の安全対策やバリアフリー化が重要視されるとともに、災害時における避難地としての役割も重要となっています。今後は、総合公園のさらなる整備・充実や身近な公園の維持管理や防犯対策などに地域住民が積極的に参加できるようその仕組みや体制づくりをはかるなど、安全な公園づくりに向けた取り組みを進める必要があります。

本市の緑の景観を構成するグリーンベルト※や斜面の緑地、市街地に残された緑を保全する取り組みを進めながら、緑化の推進など身近な緑を増やすための取り組みも求められています。

さらに、平成12年に策定した緑の基本計画の推進が求められています。

公園・緑地の課題は次のとおりです。

- ア 山地や丘陵地での環境保全や自然と調和した観光・レクリエーション施設の整備、市街地での都市公園などの配置
- イ 市街地周辺に分布する大規模社寺境内地を含め、周辺の自然環境と一体となった広域公園の整備・保全
- ウ 都市の核となる広域公園、総合公園などの大規模公園、住区の核となる地区、近隣、街区公園の整備およびこれらを補完する社寺境内地や学校敷地との連携
- エ グリーンベルトおよび住宅団地の周辺に分布する斜面緑地の保全
- オ テクルートやダイヤモンドトレール※などの自然遊歩道を活かした散策ネットワークの形成

公園・緑地の整備方針は、次のとおりです。

①広域的な観光・レクリエーション施設の整備

- ・広域公園として、本市の風土特性を代表する歴史性を有し、本市の観光拠点として、また、歴史的拠点として期待される、觀心寺・丸山地区、河合寺、延命寺、天野山金剛寺周辺および長野地区に配置されている府営長野公園（計画面積 30.3 ha）の整備が促進できるよう要請していきます。
- ・総合公園として、市民の幅広い利用を想定し、親水性を生かし、散策や遊戯、スポーツが楽しめる寺ヶ池公園（36.7 ha）の整備・保全を進めます。
- ・風致公園として、市街地におけるランドマーク※であり豊かな自然を活かした鳥帽子形公園（22.5 ha）の保全を進めます。
- ・森林については、森林体験学習などの観光・レクリエーション利用を進めるとともに、テクルートなど歩行者を中心としたルート整備により、施設間の回遊性を高め、新市街地との有機的なかかわりを深め、緑への関心を一層深めます。

②住区基幹公園、身近な憩いの場の整備

- 防災空間としての役割や地域性に配慮して、市民が日常的に利用できる住区基幹公園の整備を進めます。また、身近な憩いの場としてポケットパーク、ニコニコ広場※などの整備をはかります。
- ・日常的なゆとり空間として大人や子どもが遊び、憩える住区基幹公園の保全に努めます。

- ・既存公園をリフレッシュし、公園の多様化、個性化をはかります。

③都市緑化の推進と市街地内緑地の保全

- ・市街地内に位置する親しみやすい身近な緑地は、環境保全、都市景観のための緑地として保全と整備を推進します。
- ・住宅団地周囲の斜面緑地は、施設緑地などとして保全に努めます。
- ・幹線道路の街路樹の整備、緑道やポケットパークを整備し、緑のネットワークの形成をはかります。
- ・市街化区域内の緑地として、生産緑地地区の保全と活用をはかります。

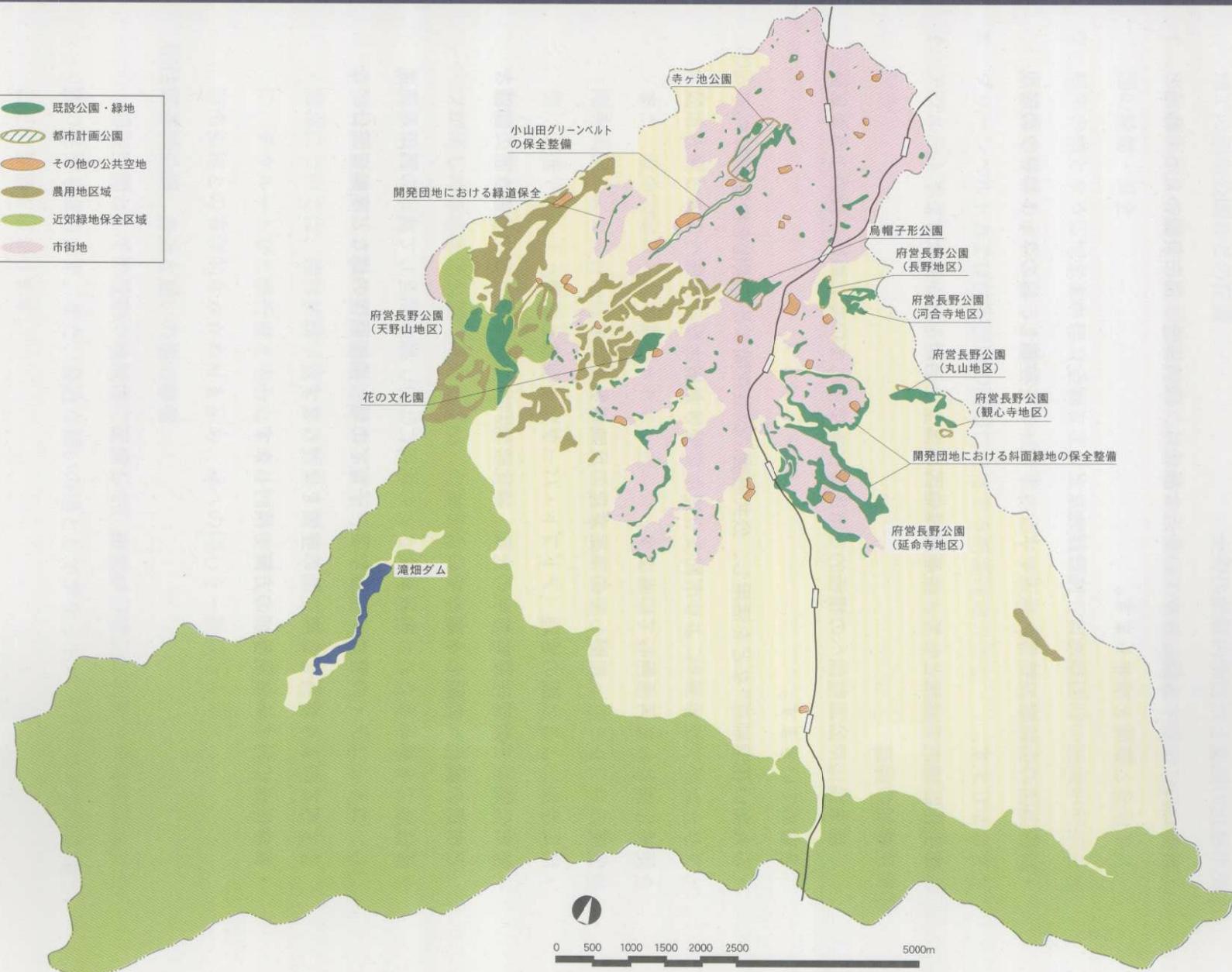
④市民参加の促進

都市緑化や公園整備への積極的な市民参加を促進していくために、次のような事業を進めていきます。

- ・ふれあい花壇制度※などを活用し、公共施設、公共空間などの緑化を推進します。
- ・グリーンバンク事業※により市民から提供を受けた樹木を、市民へのあっせん、公用緑化樹として再活用していきます。
- ・公園のリフレッシュに際しての市民意見の反映に努めます。
- ・市民参加による公園の管理（アドプト・パーク）を促進します。
- ・都市公園などの管理運営体制の充実、緑化啓発パンフレット、緑化教室などの開催など市民の緑化への関心を高めていきます。
- ・居住魅力を高めるため、市民農園などの活用により、緑空間として農地の活用を促進し、コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場、機能回復の場など高齢者だけでなくすべての人々が集える農空間の整備をはかります。
- ・森林保全に対する市民参加の方策を検討します。

公園・緑地整備方針図

- 既設公園・緑地
- 都市計画公園
- その他の公共空地
- 農用地区域
- 近郊緑地保全区域
- 市街地



3)下水道・治山・治水の整備方針

<下水道>

下水道は、汚水や雨水を速やかに排除し、安全かつ快適で衛生的な生活環境を確保する都市基盤施設の一つです。

また、河川などの公共用水域の水質汚濁防止に積極的な役割を果たし、豊かな自然環境の保全に寄与するとともに、良好な水循環、水環境の保全・再生を通して水と緑の豊かな都市環境を創造するという大きな機能を果たしています。

近年では、さらに、処理場で発生する汚泥の利用などにより、都市の環境負荷の軽減をはかることも期待されています。

本市の下水道は、大和川下流南部流域下水道の狭山処理区の関連公共下水道として汚水、雨水の分流方式で計画しており、大阪府が施工する流域下水道^{*}は、天野川幹線と河内長野幹線の2幹線が計画されています。

公共下水道の全体計画区域面積は約3,215ha、そのうち計画決定区域（汚水）が1,527haです。平成17年度（6月時点）の公共下水道の汚水供用開始区域面積は約800ha、人口は約56,000人であり、人口普及率は約47%です。下流域から整備されているため、今後は小山田方面や南部方面の市街地を対象に整備を促進し、整備に合わせて住宅団地のコミュニティプラント^{*}を順次公共下水道に接続する計画です。

コミュニティプラントについては、平成17年度末で南花台、大矢船、莊園町、日東町、緑ヶ丘、北青葉台、南青葉台、清見台、美加の台、南ヶ丘の10処理区（計画面積490ha、人口約43,000人）の接続が残っています。

また、滝畠地区約23haについては、流域関連公共下水道^{*}とは別に特定環境保全公共下水道^{*}として整備を行い、平成14年7月から供用開始しています。

現在、河内長野幹線については、長野中継ポンプ場を含め、全区間整備完了で供用しており、天野川幹線についても整備促進をはかり、平成19年度整備完了の予定です。

しかし、本市域までの流域下水道の延伸に時間を要したこともあり、普及率は大阪府内でも低く、今後、いかに効率良く公共下水道整備を行い、水洗化を促進できるかが課題となっています。

また、下水道施設は、市民生活に直結していることから、常に適正な施設維持を行うとともに、異常発生時の緊急かつ適切な対応を行うことが求められていますが、昭和40年代に開発された住宅団地の下水道施設は、経年変化による老朽化が進行しており、予防保全的立場に立った適切な維持管理と計画的な改修を進めが必要です。

一方、生活排水を集中処理する地域外の中山間地域などにおいては、合併処理浄化槽の設置などによる生活排水対策のさらなる推進をはかるため、新たに市設置による浄化槽整備を進めていくこととしています。

雨水排水については、都市化の進展や集中豪雨により、浸水被害が新たに発生している地区があり、排水施設の整備を行いさらなる浸水対策をはかる必要があります。下水道の整備方針は次のとおりです。

- ・流域関連公共下水道の整備を促進し、平成23年度を目標に市街化区域全域を整備します。
- ・コミュニティプラントで処理されている住宅団地の排水施設を、流域関連公共下水道に接続します。
- ・市生活排水処理計画において、生活排水を個別処理する地域では、合併処理浄化槽*の設置促進を行います。

<治山・治水>

山地や河川は、多様な生物の生育の場所であるとともに、自然災害の発生を防止し、市民の生命と財産を守るという大きな機能を持っています。森林は、山地の崩壊や土砂の流出を防止します。河川は、流域に降った雨水を安全に下流域に流す機能も有しています。

しかしながら、近年、都市化の進展や地球規模の気象の変動などを背景に、局地的な大雨による大規模な浸水なども発生しています。

本市の河川は、一級河川*が石川、天見川、加賀田川、石見川、西除川の5河川と、その上流、支流などにあたる準用河川*や普通河川*、溪流が数多くあります。河川は治水のための整備や利水のための水質保全がはかられてきましたが、一級河川では、レクリエーションや景観面から親水性の高い護岸整備が進められておりますが、その

他の河川などでも自然環境に配慮した整備が課題にあげられます。

河川の氾濫を防止し、流域の災害に対する安全度を高めるため、河川改修事業を進めるとともに、生態系や景観について調査、検討を行い、河川整備の参考とします。

本市では、土砂崩壊などの災害の防備、生活環境の保全などの目的のために必要な森林が保安林*として指定され、危険度の高い箇所を中心に対策事業が実施されていますが、今後も適切な整備・管理を行う必要があります。また、土砂災害危険箇所については、大阪府において対策事業が進む反面、背後に危険な斜面や渓流がある地区周辺の宅地化が進み、今後も危険箇所は増える傾向にあるために、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域などにおける土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）から住民の生命を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の行為の制限を行い、その危険性を知らないままその土地に居住されたりする事が無いように、土砂災害により被害を受けるおそれのある場所の地形や地質、土地の利用状況の基礎調査を実施し、区域の指定を進めているところであります。

そのため、大阪府などとの協力を密にした対策の進捗をはかっていくとともに、早期整備を要請していく必要があります。

本市の河川は、勾配が急なため、梅雨や台風といった時期には、自然護岸の崩壊などの災害が頻繁に発生しています。準用河川の指定を受けている加賀田川については、災害の発生を未然に防ぐために順次改修を進めていますが、計画延長も長く、整備にはなお時間を要する状況です。また、普通河川においては、崩壊した箇所および崩壊することにより多大な被害が予想される箇所を優先して防災護岸の整備を行っています。

さらに、近年の環境保全に対する気運の高まりにより、従来の堅固さだけを求めるものから、自然環境の保全への配慮も求められており、河川の特性を生かしつつ、着実な治水対策を進めていく必要があります。

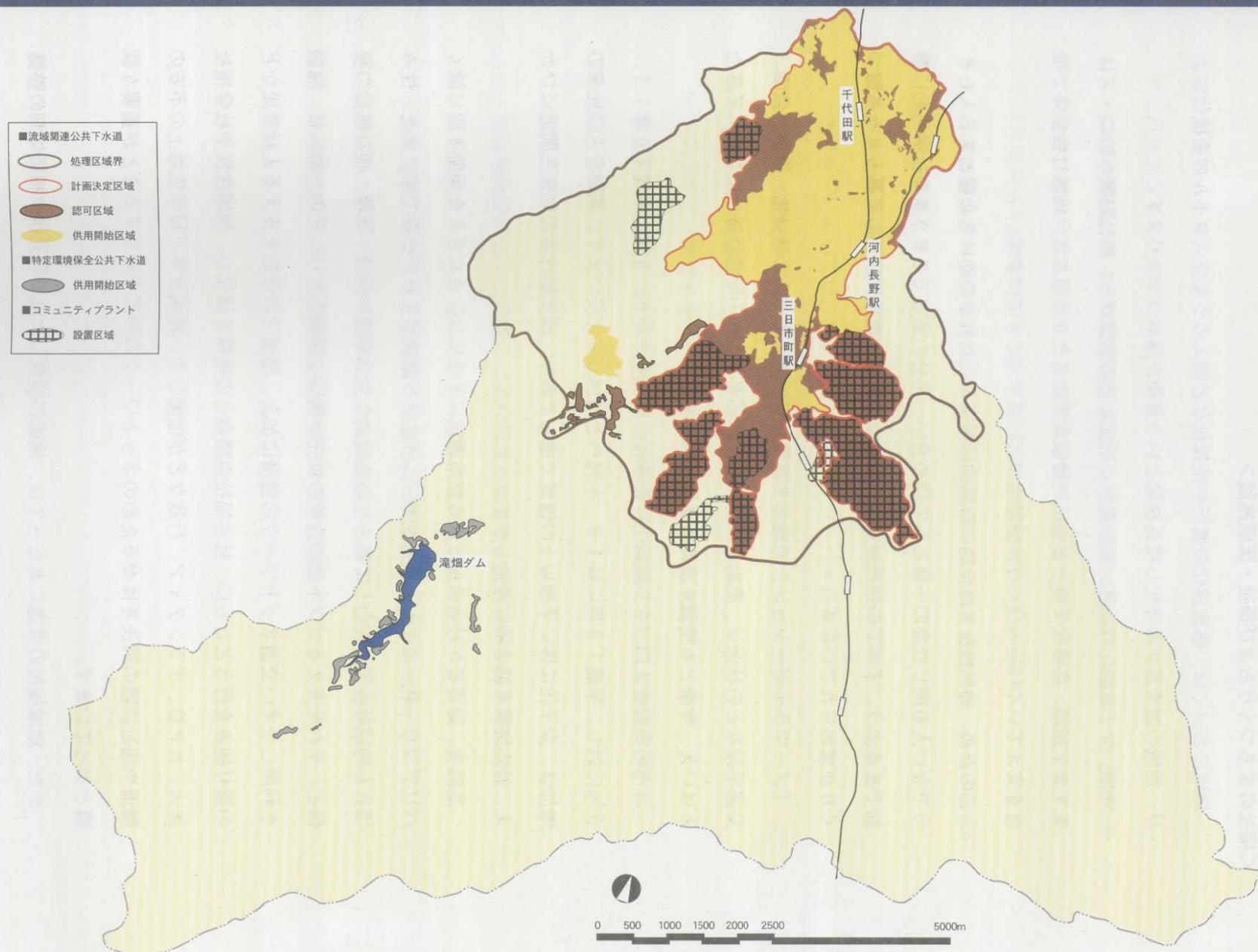
治山・治水の整備方針は次のとおりです。

①治山・治水対策の推進

- ・保安林の整備の促進・森林の適正な管理・育成。

- ・大規模な開発にあたっては、調整池の設置など十分な治水対策の指導を推進します。
- ・山間・丘陵部の土砂災害危険箇所対策などを促進します。
- ・準用河川、普通河川の改良・改修事業を進めます。
- ・河川沿いでの親水空間[※]の保全と創出など、水辺空間の整備を促進します。
- ・生物保全空間として水辺環境の保全を推進します。

下水道整備方針図



4) その他の公共公益施設の整備方針

<福祉のまちづくりおよび福祉・医療施設>

地域においては、核家族化の進行や情報化など個人のライフスタイルの多様化により、地域の連帯感が希薄化し相互扶助という意識が薄れつつあります。

今後、少子高齢化の進展、また長引く不況などの影響から、福祉施策へのニーズはますます複雑・多様化するとともに一層拡大することが予想され、地域社会全体で福祉を支えていく仕組みづくりの重要性がより高まってきています。

このため、地域福祉を総合的・計画的に推進し、だれかの助けを必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認め合い、自分の意志でさまざまな社会活動に参加できるよう、すべての住民が、住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせる基盤づくりが求められています。

「ノーマライゼーション」の理念を実現していく上で市内の建築物、道路、公園、交通手段などの状況は、高齢者、障害者、病弱者などへの配慮は徐々になされてきたとはいえ、今後とも整備を進める必要があります。

本市の高齢者人口（65歳以上）比率は、昭和63年8.9%、平成10年13.3%に対し、平成18年には19.5%へと増加してきています。高齢者人口比率の増加は、少子化に伴い予想以上の速度で進んでおり、超高齢社会の到来を間近にひかえ、対応施策を総合的に推進します。

高齢者、障害者が社会参加できる都市環境にするには、さまざまな障壁を取り除くバリアフリー化・ユニバーサルデザイン*による環境づくりが必要です。また、住み慣れた地域社会で、安心して暮らせる物理的な生活環境や保健・医療・福祉施設の整備と、それを支えるソフト面の施策の拡充が重要な課題となり、そのためには、施設を利用しやすい交通ネットワークの整備に加え、地域での活動を支える人材育成などの取り組みを行うとともに、社会福祉協議会との連携を強化し、地域住民や社会福祉法人、NPO、ボランティア、行政などが協働して、地域全体で日常生活上の不安の解消や福祉課題の解決をはかるためのネットワークの形成を確立することが重要な課題となっています。

また、地域福祉の推進にあたっては、地域に根差した活動の支援や相談体制の整備など、推進体制を充実する必要があります。

福祉のまちづくりおよび福祉・医療施設の整備方針は次のとおりです。

①福祉のまちづくりの促進

ア バリアフリー化施策の推進

- ・『大阪府福祉のまちづくり条例』により、公共施設の整備をはじめ、障害者や高齢者などの利用に配慮した地域環境の整備・改善に努めます。
- ・『移動円滑化基本構想』に基づいた施設などの整備を推進します。
- ・民間特定施設へ『都市施設改善資金利子補給制度』などを活用し、改善・整備の誘導を促進します。

イ 高齢者・障害者向け住宅の供給および改造の支援

- ・市営住宅においては、できる限りバリアフリー化を推進します。
- ・住宅改造を支援するため費用の助成を行います。

②福祉関連施設の整備

- ・高齢者福祉・障害者福祉の各拠点の機能・設備の拡充をはかります。
- ・次世代育成支援行動計画に基づく施設の整備や設備の拡充をはかります。

③地域福祉・保健サービスの充実

- ・地域福祉計画の推進をはかります。
- ・地区福祉委員会などの育成により相互扶助体制の充実をはかります。
- ・在宅福祉サービス、老人保健サービスの充実をはかります。
- ・公共施設のストックを活用した地域福祉施設の充実をはかります。
- ・公共施設へのアクセス性の向上などの交通ネットワークを充実します。
- ・市民参加による、地域福祉施設の運営などを促進します。

<教育・文化施設>

いわゆる成熟社会の到来を迎え、「生活の質」、そして「まちの質」の向上が求められる今日、市民一人ひとりが生き生きと創造的に暮らしていくためには、生涯学習社会（いつでも、どこでも、だれでも、なんでも、自ら学び活動ができ、その成果を発揮できる社会）の構築が重要であるとされています。

この考えは、自己の充実を目指すだけでなく、学習の成果を身近な場で生かし合い、地域での活動を通じて積極的に社会にかかわることで、一人ひとりの活性化が「まち」全体の活性化に結びつく「生涯学習によるまちづくり」の中核となるものです。

生涯学習によるまちづくりを進めるにあたっては、学習の「場」の整備や学習活動の支援などが前提となります。まちづくりの主体はあくまでも市民であることから、多くの人がまちづくりについて自ら考え、行動するようになるとともに、積極的にまちづくりに参画できる仕組みをつくることが求められます。

まず、学校教育施設については、一部を除き、全市的、長期的にみると少子化に伴い余裕教室が増加傾向にあります。その活用方法については、学校施設としての有効利用をはかった上で、地域の生涯学習の場としての活用、さらには福祉や防災といった地域施設としての利用を視野にいれた検討が必要です。

文化活動の拠点施設として、ラブリーホールが音楽、演劇などによく利用されています。さらに人々の交流や図書館などの複合施設（キックス）についてもよく利用されています。文化活動には、練習や鑑賞などの蓄積活動（ストック）、演技や発表などの表現活動（パフォーマンス）、評判を語りあったり参加するなどの交流活動（コミュニケーション）の3つのステージがあり、次々にステージを変えながら、質的にも量的にも高まっていくといわれています。この文化のサイクルの活性化をはかるには、各ステージ毎に多種多様な場の確保が必要となります。このことから今後は商業施設や店舗との連携、民家の活用など、様々な検討を進める必要があります。

また、地域コミュニティ活動の拠点としてコミュニティセンター*が利用されていますが、さらに既存の公共施設のストックを活用することにより、地域コミュニティやまちづくりの拠点を整備するための検討を行います。

さらに、本市では、増大する学習ニーズに対応するため、学習支援機能を持つ施設の設置などを通して「学習の場の拡大」に努めてきましたが、今なお「場」の不足が指摘

されています。そのため今後は、既存の公共の場だけでなく民間の場も含めた活用を検討していく必要があります。

同様に「学習機会の拡大」にも努めてきましたが、市民の学習ニーズはますます多様化・高度化しつつあり、民間事業者などによる学習機会やその情報の提供も増大しています。こうした変化の中で、あらゆる世代・ニーズに応えた学習支援を目指すには、多様な連携や協働による取り組みを一層進めていく必要があります。

教育・文化施設の整備方針は次のとおりです。

①余裕教室の活用

- ・小中学校の余裕教室の有効利用をはかるため、余裕教室活用の基本方針に基づき、地域施設としての活用検討を進めます。

②文化・学習活動の場の充実と活用

- ・公民館や図書館などの社会教育施設の活用をはかり、日常生活や人間形成に必要な知識や経験の学習を進め、学校や地域などと連携して子どもの生きる力の育成やさまざまな社会的課題の学習に取り組みます。
- ・地域に今ある施設やスペースが、文化・学習活動の場として広く活用できるよう、設備面での充実や使いやすさの向上に努めるとともに、施設間の多様な連携と市民との協働による運営について取り組みを進めます。
- ・文化のサイクルを活性化させるため、文化活動の拠点施設としてのラブリーホールをはじめとして、民間施設も含めた多種多様な場の創造に取り組みます。

③地域のコミュニティ施設とコミュニティ活動

- ・公共施設のストックを活用し、地域コミュニティやまちづくりの拠点整備を進めます。
- ・自治会活動の拠点となる集会所については、工事費や備品購入費補助を行い整備促進をはかります。
- ・運動場や体育館など学校施設の地域開放を継続し、地域のレクリエーション機能を果たします。
- ・市民の主体的なまちづくりを進めるため、住民の親睦と交流、地域福祉や自主防災、自主防犯活動など、住民の自主的な地域活動を支援します。

<上水道>

安全な水道水が常に蛇口から供給されることが当然であると考えられている水道には、これまでのような公衆衛生の向上と生活環境の改善という観点だけでなく、市民生活や事業活動、都市機能を維持するため、より多様かつ高度な機能が求められるようになっています。

また、給水サービス水準は、需要者の一定の負担のもとで確保されているため、需要者のニーズにきめ細かく迅速に対応し、需要者が喜んで支える水道であることも求められています。

本市の水道は、昭和9年の給水開始以来、人口規模の拡大に伴う水需要の増加に対応するため、これまで7回の拡張事業に取り組んできました。本市は、市域が広く、その約70%が起伏の激しい山間部という実態から約70ヶ所の水道施設を有しております、その管理運営が難しい水道システムとなっています。

また、水道水源保護条例を府内で唯一制定するなど、水源保全に対する取り組みを積極的に行ってきました結果、「安全でおいしい水」は、河内長野市の魅力の一つとして確立されつつあります。

しかし一方で、水道施設の多くが老朽化しつつあり、水道施設の大規模更新・水道システムの再構築がこれからの水道事業運営にとって最も重要な課題となっています。

また、人口減少社会や、環境に配慮したライフスタイルの普及などを背景とした「節水型社会」の到来により、これまでのような右肩上がりの水道事業運営は終わったといえます。

これからは、コスト縮減をより一層進めることはもちろん、受益者負担の原則に立ち、需要者の理解を得て適正な料金水準となるよう努力するとともに、現在および将来の需要者に対し、安心して飲める水を安定的に適切な負担で供給するため、経営・技術の両面にわたり運営基盤の強化をはからなければなりません。

上水道の整備方針は次のとおりです。

①水資源の確保と水質保全

- ・安心して暮らすことの原点である、「安全でおいしい水」を確保、供給するた

め、条例による水道水源の保護、水源涵養林の保全、水質検査体制の充実と浄水処理技術の高度化をはかります。

②水道施設の整備・拡充

- ・地震災害に対応するため耐震管の使用を積極的に進めます。
- ・浄水・配水施設などの老朽化施設の更新を計画的に進めます。

<その他>

高齢化社会の進展に伴い、今後火葬需要が増加することが予想されます。

現代の斎場施設は、大気汚染やダイオキシン対策をはじめとする公害防止対策はもちろんのこと、利用者のニーズに対応した施設整備が必要となっています。

また、墓地についても、高齢化・核家族化の進展に伴い需要の増大が予測されます。

本市の斎場施設については、建設後30年が経過し、施設の老朽化が進行しているため、全面改修が必要となっています。

全面改修の実施にあたっては、ダイオキシン対策などの排ガス抑制対策をはじめ周辺の自然環境にも配慮した施設整備が求められているとともに、火葬所要時間の短縮、バリアフリーへの対応などが課題となっています。

また、施設面において、遺族などのプライバシーに対する配慮も必要となっています。

墓地については、将来的には需要の増大も予測されています。今後は、民間墓地の整備状況との調整をはかりながら、市民ニーズや広域的な需要動向を見極めた上で周辺環境と調和した墓地整備を検討する必要があります。

その他の施設の整備方針は次のとおりです。

- ・市営斎場の建替えを推進します。

4 住宅整備の方針

住宅には、人びとが安心して暮らすことができる居住空間としての安全性とともに、各人の行動様式や価値観に対応した多様性や、都市の景観形成の重要な要素としての統一性など、多面的な機能が求められます。

特に、高齢化の進展や自然災害（地震）の危険性などを背景に、バリアフリー化や耐震性に優れた住宅の整備が求められています。

そこで、住宅都市である本市にとって、良好な住宅整備は、とりわけ重要なテーマです。

今後、人口の減少や高齢化の進展、世帯構成の少人数化といった変化が予想されることから、現在の良好な住宅環境を維持しつつ、これらの変化に対応していくことが必要です。

特に、本市では結婚や就職などによる転出が多く、これらの人たちが引き続き本市に居住できるための住宅整備が課題となっています。また、近年、いわゆる「ファミリー層」の転入が減少していることから、この層のニーズに対応した良好な住宅整備も求められています。

本市にとって、住宅都市を維持しつつ、人口の減少をくい止めるには、さまざまな施策により居住魅力を高めることによって、高齢者層や若年層の定着、「ファミリー層」をはじめとした流入人口の増加も見込めるところから、結果として生産年齢人口と年少人口の減少を最小限にくい止め、多世代による居住を促進させることが重要であります。

ただし、住宅の整備・供給自体は、市民や民間事業者が主体になって行われるため、市民・事業者・行政が連携した住宅整備の仕組みを検討していくことが必要です。

なお、良質な公的住宅を維持していくためには、計画的な管理を行う必要があります。

住宅整備の方針は次のとおりです。

①住宅政策にかかる計画

- ・人口の急激な減少など、住環境を巡る状況に大きな変化が生じた場合、必要に応じて、住宅政策にかかる計画の策定を行います。

②良質な公的住宅の整備・充実

- ・公的住宅の整備および施設の充実を大阪府や独立行政法人都市再生機構などの住宅管理者に要請します。
- ・市営住宅の適切な維持管理を推進します。

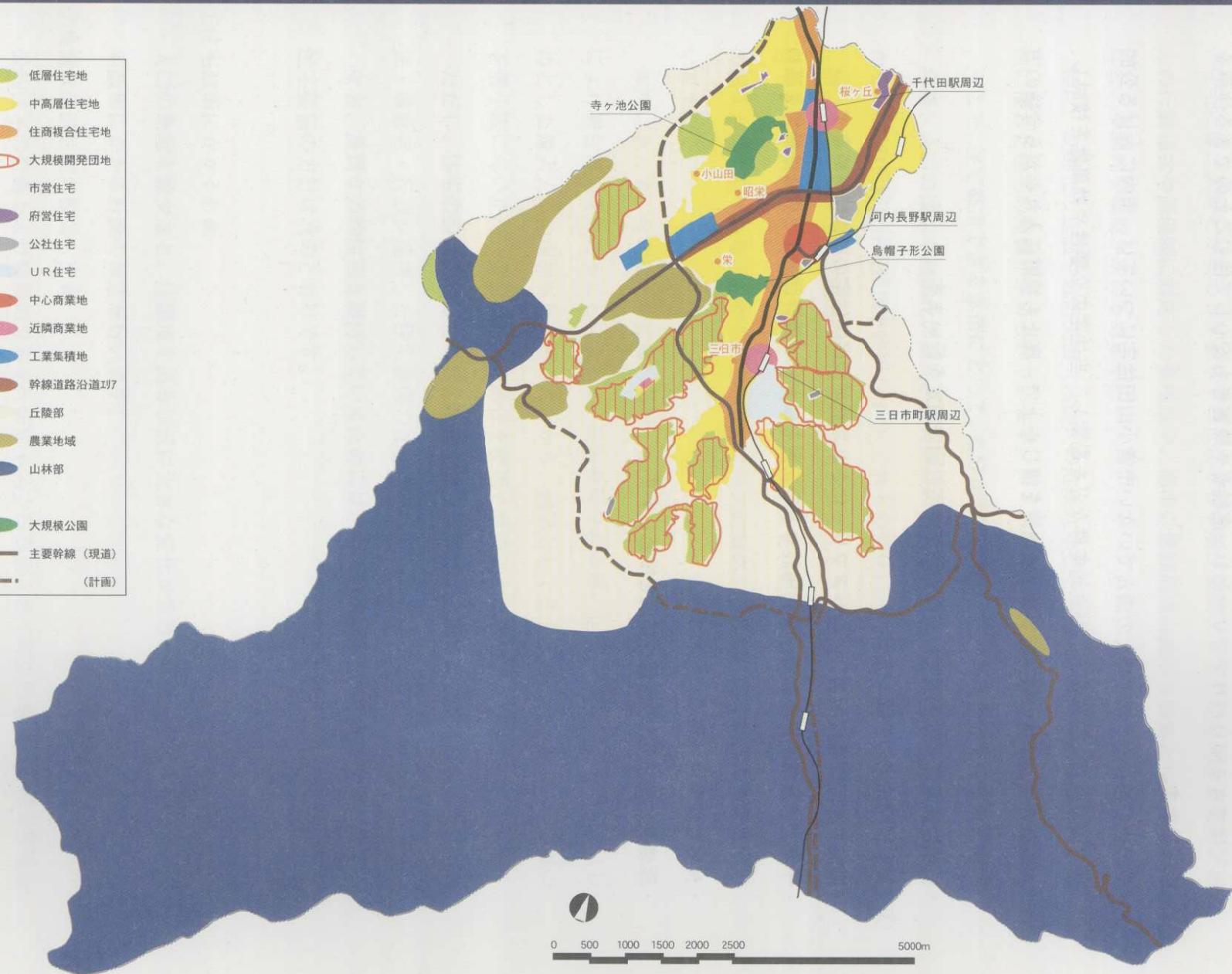
- ・公的住宅については、周辺地域の居住環境や景観に配慮した土地利用とします。
住宅はできる限りバリアフリーとし、高齢者や障害者も安心して住むことのできる住戸を設置します。
- ・老朽化が著しく、建て替えの済んでいない市営小山田住宅については、市内における公的住宅の総数や入居状況および立地条件などを勘案し、当住宅の必要性や効果性を検討し、入居者の生活環境の維持につながる施策を講じた上で、廃止も視野に入れながら今後の方針性を決定していきます。
- ・必要に応じて、公的住宅にかかる地域住宅計画の策定を行います。

③良質な民間住宅の整備・充実

- ・高齢者や障害者に配慮し、バリアフリー化された駅前型民間住宅の誘導に努めます。
- ・子育てに配慮した、教育・文化施設などの充実をはかり、既存団地などの居住魅力を高めています。
- ・良好な住環境の形成に努めます。
- ・環境共生型住宅*の啓発・普及を推進します。

住宅の整備方針図

- 低層住宅地
- 中高層住宅地
- 住商複合住宅地
- 大規模開発団地
- 市営住宅
- 府営住宅
- 公社住宅
- U R 住宅
- 中心商業地
- 近隣商業地
- 工業集積地
- 幹線道路沿道
- 丘陵部
- 農業地域
- 山林部
- 大規模公園
- 主要幹線（現道）
- （計画）



5 自然的環境保全の方針

現在残されている貴重な自然環境を保全することは、人間以外の生命を尊重するということだけではなく、私たち自身にとっても重要な意味を持っています。自然と触れ合い、心の安らぎや感動を得ることにより、人びとの生活に潤いが生まれるとともに、自然に対する理解を深め、環境を大切にする心を育むことができます。

また、自然をそのまま保存するのではなく、自然を地域固有の貴重な資源として捉え、「良好な住環境の維持・向上」、「循環型社会の形成」、「地域産業の再生・ものづくり支援」のために積極的に活用することによって、地域の魅力や独自性を高めることにつながります。

豊かな自然に恵まれた本市は、森林が市域の約7割を占めており、金剛生駒紀泉国定公園として市域の一部が指定されています。この本市の自然は、市民に潤いのある良好な生活環境をもたらし、市民も自然を魅力と感じています。

今後とも市街地などに残っている自然も含めた豊かな自然環境を保全し、回復するための取り組みが求められています。

一方、本市の動植物の生息環境としては、天然記念物指定の樹木、数多くの巨樹・巨木林や岩湧山頂の茅場をはじめ、貴重種を含む多様な動植物が生育・生息する生態系を形成しています。

この多様な動植物が生息できる生態系を保全するためには、農林業の振興など人とのかかわりにも配慮しながら自然保護施策の推進をはかる必要があります。

本市では、恵まれた自然のもとで、古くから豊かな森林や石川の豊富な水源などを生かし、自然と共に存した暮らしや産業が営まれてきました。これら先人の知恵や工夫を今に生かし、市民が我がふるさとと誇りを持ち続けられるような本市の独自性を高めるまちづくりが必要です。そのためには、この豊かな自然環境を保全・継承・活用するための仕組みを構築することが重要です。

自然的環境の保全の方針は次のとおりです。

①山林部の自然的環境の保全と整備

- ・市民、林業者、行政などが協力して健全な森林育成をはかり、豊かな自然の保全と、地域の林業・木材産業の推進に努めます。

- ・金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域※では、林業との調整をはかりながら、自然的環境を保全します。
- ・豊かな自然や歴史的、文化的資源を活かしつつ、この資源を有効的に活用して、大都市近郊の貴重な観光・レクリエーションの場として保全や活用をはかります。

②史跡・文化財と一体となった自然的環境の保全

- ・大規模な社寺境内地、茅場や文化財およびその周辺緑地の保全に努めます。

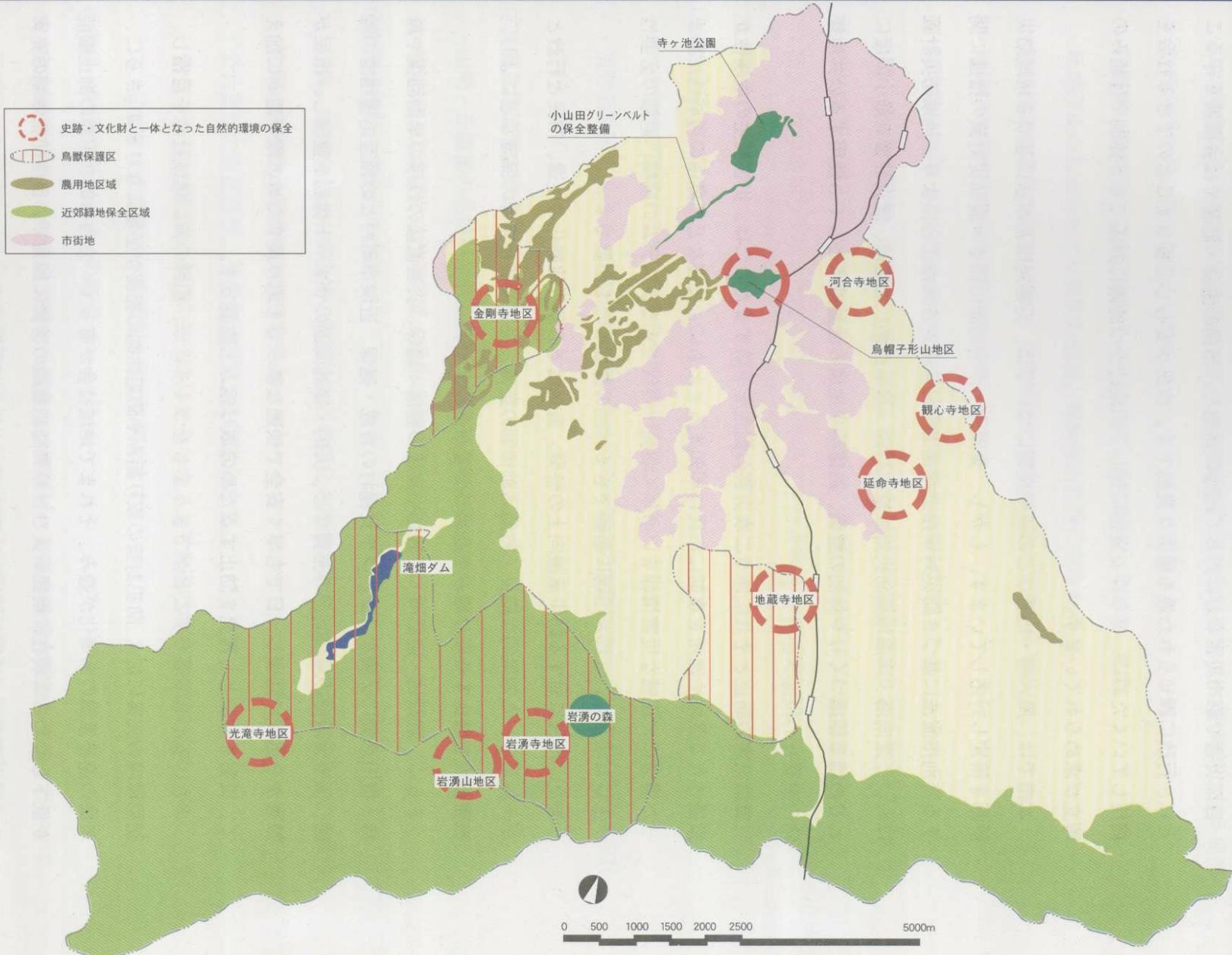
③樹林地・田園・ため池などの保全

- ・斜面緑地などの保全と整備を推進します。
- ・天然記念物指定樹木の単独指定だけでなく、面的な保全エリアの設定を検討します。
- ・農用地区域※、生産緑地地区の保全、活用を促進します。
- ・ため池、自然的景観を有する水辺環境の保全に努め、水辺環境の活用をはかります。

④条例などによる自然的環境の保護

- ・市民活動や交流、環境教育の核となる施設整備の検討を行います。
- ・「土砂埋め立てなどによる土壤汚染と災害を防止するための規制条例」に基づき、環境の保全に努めます。
- ・市民参加の促進（ハイキングルートの清掃活動などを通じて市民意識の向上）や、コミュニティ組織を通じた地域の美化や快適環境づくりなど市民の環境保全活動の支援を行います。
- ・市民、企業、行政が協力し、アドプト制度などによる自然的環境の保護に努めます。

自然的環境保全方針図



6 都市防災・防犯の方針

自然災害や都市災害などに対して的確に対処し、市民の生命・財産や社会機能を守ることは、行政に課せられた最も重要な責務です。市民が安心して暮らすことのできる社会を維持していくために、あらゆる災害に対して組織的かつ的確に対応できる体制や仕組みの確立が求められています。

本市では、風水害・地震などの自然災害については、災害対策基本法に基づき地域防災計画を策定し対応しています。しかし、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき防災対策推進指定市町村に指定されたことにより、地域防災計画において東南海・南海地震防災対策推進計画（推進計画）を定め、震災被害を最小限度にとどめ得る組織づくりや体制の整備、避難所や地域の活動拠点としても使用する公共建築物の耐震化の推進が必要です。

自然災害の防止とそれに伴う二次災害の発生を予防するためには、災害発生の危険性が指摘される区域や箇所を事前に市民に周知するとともに、災害などの発生の可能性が高まった場合に、正確な災害情報をいち早く収集・提供できるシステムの構築、避難の必要性が生じた場合に、住民が迅速に避難できる体制の整備なども必要です。

また、市民に対する防災意識向上の啓発、各地域での防災組織化の促進、市民と行政とが一体となった効果的な防災・救助活動体制の整備、災害時要援護者の保護などにより、被害拡大を防止する取り組みを進める必要があります。

さらに、避難地・避難所・避難路や食糧の整備・確保、災害直後の秩序の早期回復や維持・復旧活動に必要なスタッフや資機材の育成・確保、近隣市町村との相互応援協定の締結、国や大阪府の救済制度の充実など、人的・物的両面のサポート体制を整備し、市民が被害から迅速に回復し一日でも早く安全で快適な暮らしを取り戻すための取り組みに加えて、災害を教訓とし再発を防止するための取り組みも重要です。

また、安心して暮らすことができるまちをつくるには、犯罪の無い地域社会を目指し、防犯環境の充実に加え、防犯対策の取り組みや防犯体制の充実が必要になります。さらに、市民の連帯意識の希薄化が進み、それまで地域社会が有していた自律的な犯罪の抑止機能が低下しつつある現在、市民一人ひとりの防犯意識の啓発に加えて、自主防犯体制の充実や活動促進など、地域の防犯力を高めていくことが重要です。

都市防災・防犯の方針は次のとおりです。

①防災・防犯都市基盤施設の整備

- ・広域緊急交通路となる幹線道路（都市計画道路大阪河内長野線など）、避難路となる都市計画道路などの整備を促進します。
- ・避難地・避難所となる公園などの整備（寺ヶ池公園他）を推進します。
- ・延焼防止のためのゆとり空間の創出、植樹帯の整備に努めます。
- ・防火施設の適正な配置に努め、耐震性防火水槽の設置を推進します。
- ・防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。
- ・総合的な消防・防災の拠点機能を持つ施設整備をはかります。
- ・火災・救急の発生に迅速かつ的確に対処するため、消防緊急通信指令システムの充実をはかります。
- ・防火・防災情報システムの強化をはかるため、市防災無線系統の双方向などをはかります。

②安全生活圏の形成

- ・木造建物が密集する市街地の安全対策を推進します。
- ・消防活動困難区域で、消防活動に有効な6～8m以上の中街路整備を促進するための検討を行います。

③災害危険箇所の安全対策

- ・山間・丘陵部の急傾斜崩壊危険箇所対策などを促進します。
- ・複層林、広葉樹林などの育成・保全による保水機能の向上を促進します。

④各種構造物の安全化の促進

- ・道路、橋梁など土木構造物の耐震性などの強化を推進します。鉄道を跨ぐ橋梁など緊急性の高い施設から早急に実施します。
- ・公共建物の耐震診断、不燃化、耐震化を促進します。
- ・ライフラインの耐震性などの強化をはかるため、上下水道の対策の推進とともに電力、ガス、通信などの事業者への要請・協力に努めます。

⑤防災・防犯コミュニティの育成

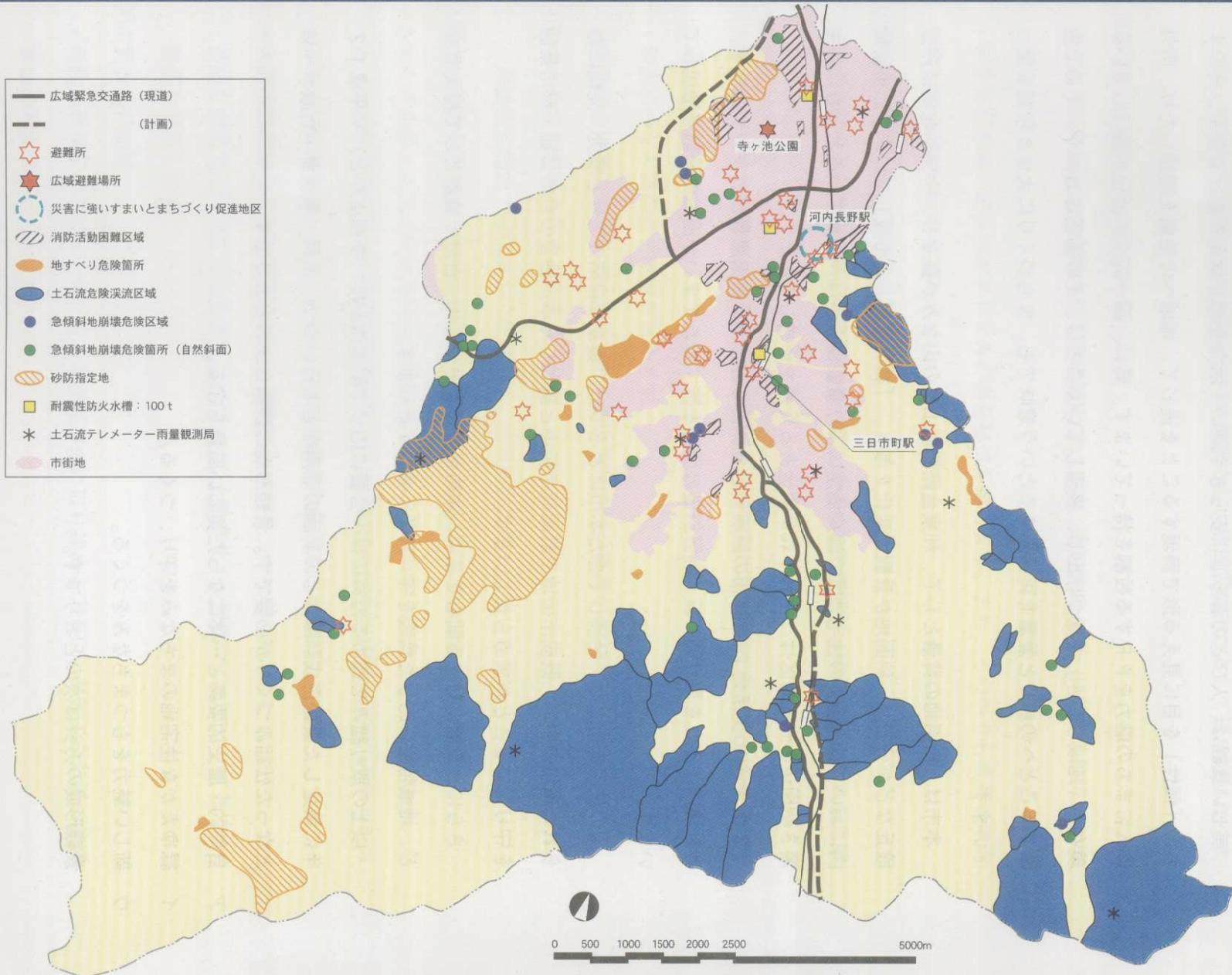
- ・自主防災組織などの育成、強化を促進し、資機材、倉庫の整備や活動の支援を行います。平常時からのコミュニティ活動の一環として市民防災訓練の充実などを進めます。
- ・自治会をはじめとする自主防犯活動団体などの地域住民による自主防犯活動を推進するた

め、活動への支援を行います。

- ・ハザードマップ※などを作成し、市民にわかりやすく情報提供します。
- ・生活安全条例に基づき生活安全対策の実施に努めます。
- ・防災・防犯について、地域の自治会組織や様々なボランティア組織との連携の強化に努めます。

都市防災方針図

- 広域緊急交通路（現道）
- (計画)
- ☆ 避難所
- ★ 広域避難場所
- 災害に強いまちづくり促進地区
- ▨ 消防活動困難区域
- 地すべり危険箇所
- 土石流危険渓流区域
- 急傾斜地崩壊危険区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所（自然斜面）
- ▨ 砂防指定地
- 耐震性防火水槽：100t
- * 土石流テレメーター雨量観測局
- 市街地



7 景観形成の方針

美しい景観は、人びとの暮らしに安らぎや潤い・活力などを与えるだけでなく、そのまちの「個性」を目にする形で表現することを通じて、地域への愛着を喚起したり、市外の人にまちの魅力をPRする役割を持っています。特に、画一的な市街化が進行している現在、「地域らしさ」を見つけ出し、表現していくことは、その過程において、そこで生活することへの誇りと愛着を再発見するという意味でも、まちづくりに大きな役割を担っています。

本市は、市街地の背景として、和泉金剛葛城山系の山なみが重なり、中部や北部は河岸段丘などが分布し、斜面地が景観に変化を与え、「縁の屏風」を形成しています。市街地内においては、多くの住宅地区で建築協定により景観保全がはかられているとともに、主要3駅周辺の商業地区は、それぞれが個性ある景観を形成しています。

また、郊外の集落地では、本市の原風景ともいえるのどかな田園風景が広がっています。寺社境内とそれを取り囲む緑、高野街道の面影を残すたたずまいが歴史的景観を形成しています。

縁の住宅都市として発展してきた本市にとっては、豊かな自然の風景と歴史、文化に彩られた環境の中で、既成市街地や計画的市街地と調和した本市独自の自然景観・都市景観を守り育てることが求められています。

さらに、景観に対する関心を高め、本市が持つ歴史や文化、自然を資源として捉えるなど、地域特性に応じた景観を守り育てる必要があります。

以上の取り組みを進めるためには、必要に応じて関連法制度（景観法など）や平成12年に策定した景観形成計画などの計画の活用なども行いつつ、市民・事業者・行政が一体となった仕組みづくりが必要です。景観形成の課題は次のとおりです。

- ア 自然的・歴史的要素と一体になった美しい風景を守る。
- イ 緑ゆたかな住宅地のまちなみを守り、つくる。
- ウ 新しい魅力をもつまちなみをつくる。

景観形成の方針は次のとおりです。

①自然的景観資源の保全と活用

- ・山林部をはじめとする自然景観の保全をはかります。

- ・緑地と集落との一体的な景観保全をはかります。
- ・山間・丘陵部や田園地帯の景観を、河内長野らしい原風景の一つとして保全をはかります。

②歴史的・文化的景観資源の保全と活用

- ・社寺などの歴史的な環境を有する地域については、周辺緑地との一体的な景観保全をはかります。
- ・旧高野街道筋の歴史的なまちなみの保全整備を進めます。また、その中でも重要な地区を定め、保全に努めます。

③都市緑化の推進と市街地内緑地の保全

- ・道路の緑化や公共施設、公共空間についてはデザインに配慮し、地域に親しまれる景観形成をはかります。
- ・寺ヶ池公園は水辺環境を、長野公園は眺望の良さを生かし、緑地の保全と公園整備を促進します。
- ・斜面緑地などの保全と整備を進めます。
- ・生産緑地地区の保全などにより、市街地内で残された貴重な緑の保全に努めます。

④良好な住宅地景観の保全と形成

- ・一戸建住宅団地で建築協定の締結促進、地区計画適用を促進します。

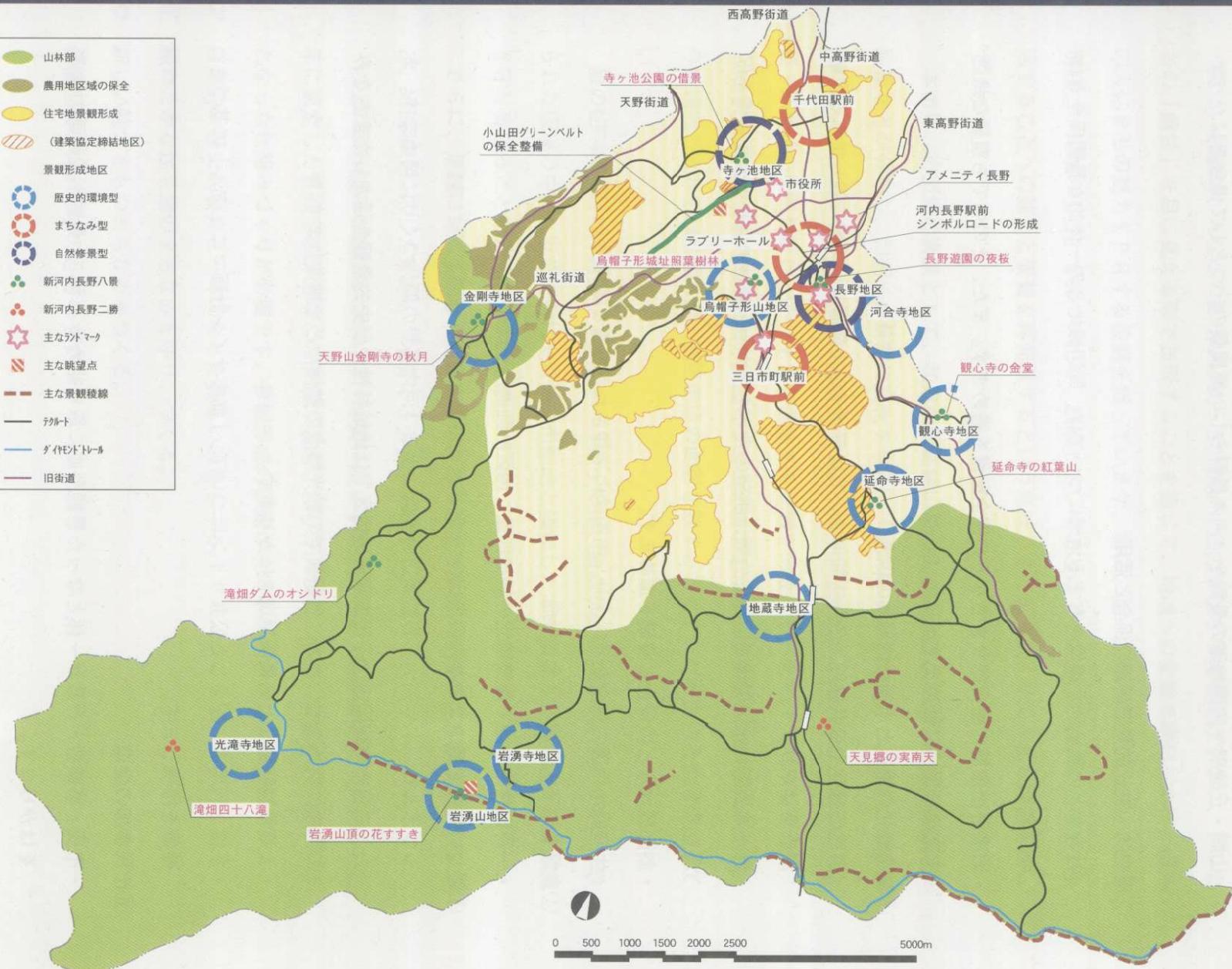
⑤新しい魅力を持つまちなみの創出

- ・シンボルロードや河内長野駅周辺の整備による「河内長野の顔」づくりに努めます。また、三日市町駅周辺、千代田駅周辺地区では地域特性や歴史的景観を活かしたまちなみの形成に努めます。なお、各駅前での観光拠点の整備などを推進します。
- ・大規模建築物などの景観誘導をはかります。
- ・多様な利用者に配慮した公共サインについて、「都市サイン計画マニュアル」に基づき整備を推進します。

⑥市民参加の促進

- ・市民・事業者・行政が一体となった景観形成に取り組めるように、景観形成計画の推進をはかります。
- ・啓発活動、美化運動による景観の保全に努めます。

景観形成方針図



4章 計画の推進方策

本都市計画マスタープランでは特に以下の点に留意し、着実かつ柔軟な都市計画の推進を目指します。

1 定期的な成果測定による進行管理

単に事業を実施するだけでなく、個々の事業や都市計画全体について、その成果（やったことがどの程度まちづくりに役立っているのか）を定期的に測定し、適宜、事業や計画の見直しなどを行います。

下記の視点に基づいて、成果と効果を測定します。

- (1) 「良好な住環境の維持・向上」
- (2) 「地域内循環システムの形成」
- (3) 「地域産業の再生・ものづくり支援」
- (4) まちづくりへの寄与度

上記の効果に基づき、計画期間中であっても必要に応じて計画の変更を行います。

2 横断的な推進体制の構築

府内に留まらず、国や大阪府、近隣市町村、各種関係団体などとも連携しつつ、横断的な推進体制を構築します。

3 住民の主体的なまちづくりの仕組みづくり

本都市計画マスタープランや個々の都市計画事業の立案や実施などを通して、地域住民がまちづくりについての情報を共有し、まちづくりに積極的に参加・参画していくことで、それぞれができることを重ね合わせて魅力的なまちづくりを目指す、住民の主体的なまちづくりの仕組みづくりに取り組みます。

おわりに

市民がこのまちに住んでいてよかったと実感し、住んでいることに愛着と誇りが持て、自慢できる『みんなで創ろう 潤いめぐる 緑と文化の輝くまち 河内長野』が実現できるまちづくりを展開していくためには、市民・事業者・行政の協働が不可欠であり、「行政主導型」から、市民の自発的活動を支援し、市民と行政が対等な主体として共に考え、担う「協働型」へ転換していくことが必要です。

このため、第4次総合計画の目的を受け、河内長野市都市計画マスタープランは、本市の歴史や特性、社会経済環境の動向などを踏まえた上で、本市が目指すべき今後10年間のまちづくりの方向性を明らかにすることで、「選択と集中」を行っていく際の視点を示すとともに、具体的な施策および推進の仕組みを体系的に示すことを目的とし、まちづくりの達成度をはかるべく策定したものです。

今後は、「人」「自然、歴史・文化」「都市基盤、施設、資産」といった地域資源を活性化させるとともに、それぞれがかかわり合い、交流するという相互関連・相乗効果を図ります。さらに、その結果として、新たな価値・サービス・人材を創造・創出することにより、地域、そしてまち全体の活性化を目指します。また、超高齢社会や次世代育成に対応できる安全で安心な居住環境をつくりあげ、とりわけ世代バランスを意識した「ファミリー層」の定住・転入促進に結びつくような、住みたい、住みやすい、住み続けたい、まちの魅力を向上させます。さらに、地域資源の循環による「まちの活力」の維持・充実、質的充実による居住環境の魅力向上といった重点施策をはじめ、市民・事業者・行政が対等な主体として共にまちづくりを担っていく協働の推進が不可欠であり、そのための人・組織づくり、場づくり、仕組みづくりが実現するよう努めてまいります。

一 3つの基本理念実現のための主要施策一覧（再掲） 一

◆ 「良好な住環境の維持・向上」

「豊かな自然環境と都市的魅力が調和した良好な住宅都市」という本市の基本的な性格を守り、高めていくことを本マスターplanの基本とします。

<施策>

土地利用

- ・既成市街地では、良好な住宅開発を誘導します。
- ・計画的市街地では、建築協定など市民の自主的なまちづくりによる良好な住環境の維持を促進します。
- ・市街地部に位置する市街化調整区域については、効果性を踏まえながら、地域の活性化に資するような計画を検討します。
- ・特定機能地域は、単なる住宅地にとどまることなく、都市活力と市民福祉の向上につながるよう、公共施設の整備と併せて、教育・文化・福祉・医療・生産・研究開発・住居などの特定機能を包括的に配置した、魅力ある生活環境の形成をめざすものとし、市民の癒しや憩いの空間を大切にし、自然との調和や環境の保全への適切な配慮をはかるべく、一団の土地利用において、連続性と有機的なつながりをもたせた緑地・公園などを区域面積の40パーセント以上を基本として機能的に配置するものとします。

中心市街地の整備

- ・広域および地域内の循環拠点として、商業機能だけでなく、教育・文化・福祉なども含めた「市民生活の質」の向上するための整備について、既存商店街の再整備など活性化方策の検討、まちづくり団体などとの協力による活性化事業の取り組み、災害に強い住まいとまちづくりを進めるため、防災広場の設置やバリアフリーも含めた面的整備の検討を進めます。

既成市街地の整備

- ・消防活動困難区域で、消防活動に有効な6～8m以上の中街路整備を促進するための検討を行います。
- ・4m未満の狭隘道路の拡幅の誘導・整備推進を行います。
- ・生産緑地の保全・活用、宅地化農地など、緑と共生した良好な住宅市街地形成の誘導をはかります。

計画的市街地の保全

- ・子育て環境や教育環境の充実をはかります。
- ・建築協定、地区計画の適用を促進するため地域への啓発を行います。
- ・近郊の農地などとの連携により、住民が緑とふれあえる環境の整備をはかります。

市街地部に位置する市街化調整区域

- ・市街地部に位置する市街化調整区域については、効果性を踏まえながら、地域の活性化に資するように努め、地区計画を策定した上での開発を容認します。

交通施設の整備方針

- ・地域間の連絡の改善をはかり、生活密着型市域幹線道路の整備を推進します。
- ・安全性やアクセス性改善をはかり、生活環境を向上させるため、次の路線の拡幅整備を促進します。
- ・千代田駅東側交通広場の整備を推進します。
- ・天見自転車歩行者専用道路の整備を推進します。
- ・市街地を中心にコミュニティゾーンをつなぐ道路の整備を推進します。
- ・事故多発地点の交差点改良、事故多発地域の交通安全施設の整備を促進します。
- ・歩道段差の解消、歩車分離を積極的に推進します。
- ・歩行者、自転車優先の道路空間の形成に努めます。
- ・通行の支障となる不法占有物や放置自転車の撤去を強化します。
- ・地域組織とタイアップした維持管理（アドプト・ロード）のさらなる拡大・充実をはかります。
- ・幹線道路では、地域の特性をふまえ個性ある樹種の導入など積極的に緑化を推進します。
- ・道路のグレードアップ、ポケットパーク整備、沿道サービス整備（広域幹線道路）を促進します。
- ・幹線道路については、透水性舗装および沿道環境に配慮した低騒音舗装の検討を進めます。
- ・エレベーターの設置やホームの安全の高い整備など、駅舎やその周辺のバリアフリーなどの改善をはかります。
- ・乗り降りしやすい低床バスなどの導入を促進します。
- ・公共交通ネットワークのあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

- ・日常的なゆとり空間として大人や子どもが遊び、憩える住区基幹公園の保全に努めます。
- ・既存公園をリフレッシュし、公園の多様化、個性化をはかります。
- ・市街地内に位置する親しみやすい身近な緑地は、環境保全、都市景観のための緑地として保全と整備を推進します。
- ・住宅団地周囲の斜面などの緑地は、施設緑地などとして保全に努めます。
- ・幹線道路の街路樹の整備、緑道やポケットパークを整備し、緑のネットワークの形成をはかります。
- ・市街化区域内の緑地として、生産緑地地区の保全と活用をはかります。
- ・公園のリフレッシュに際しての市民意見の反映に努めます。
- ・市民参加による公園の管理（アドプト・パーク）を促進します。
- ・都市公園などの管理運営体制の充実、緑化啓発パンフレット、緑化教室などの開催など市民の緑化への関心を高めていきます。
- ・居住魅力を高めるため、市民農園などの活用により、緑空間として農地の活用を促進し、コミュニティの育成や生涯学習、子育ての場、機能回復の場など高齢者だけでなくすべての人々が集える農空間の整備をはかります。
- ・森林保全に対する市民参加の方策を検討します。

下水道

- ・流域関連公共下水道の整備を促進し、平成23年度を目標に市街化区域全域を整備します。
- ・コミュニティプラントで処理されている住宅団地の排水施設を、流域関連公共下水道に接続します。
- ・市生活排水処理計画において、生活排水を個別処理する地域では、合併処理浄化槽の設置促進を行います。

治山・治水

- ・河川沿いでの親水空間の保全と創出など、水辺空間の整備を促進します。
- ・生物保全空間として水辺環境の保全を推進します。

福祉のまちづくりおよび福祉・医療施設

- ・『大阪府福祉のまちづくり条例』により、公共施設の整備をはじめ、障害者や高齢者などの利用に配慮した地域環境の整備・改善に努めます。

- ・『移動円滑化基本構想』に基づいた施設などの整備を推進します。
- ・市営住宅においては、できる限りバリアフリー化を推進します。
- ・住宅改造を支援するため費用の助成を行います。
- ・高齢者福祉・障害者福祉の各拠点の機能・設備の拡充をはかります。
- ・次世代育成支援行動計画に基づく施設の整備や設備の拡充をはかります。
- ・地域福祉計画の推進をはかります。
- ・地区福祉委員会などの育成により相互扶助体制の充実をはかります。
- ・在宅福祉サービス、老人保健サービスの充実をはかります。
- ・公共施設のストックを活用した地域福祉施設の充実をはかります。
- ・公共施設へのアクセス性の向上などの交通ネットワークを充実します。
- ・市民参加による、地域福祉施設の運営などを促進します。

教育・文化施設

- ・公民館や図書館などの社会教育施設の活用をはかり、日常生活や人間形成に必要な知識や経験の学習を進め、学校や地域などと連携して子どもの生きる力の育成やさまざまな社会的課題の学習に取り組みます。
- ・地域に今ある施設やスペースが、文化・学習活動の場として広く活用できるよう、設備面での充実や使いやすさの向上に努めるとともに、施設間の多様な連携と市民との協働による運営について取り組みを進めます。
- ・文化のサイクルを活性化させるため、文化活動の拠点施設としてのラブリーホールをはじめとして、民間施設も含めた多種多様な場の創造に取り組みます。
- ・公共施設のストックを活用し、地域コミュニティやまちづくりの拠点整備を進めます。
- ・自治会活動の拠点となる集会所については、工事費や備品購入費補助を行い整備促進をはかります。
- ・運動場や体育館など学校施設の地域開放を継続し、地域のレクリエーション機能を果たします。
- ・市民の主体的なまちづくりを進めるため、住民の親睦と交流、地域福祉や自主防災、自主防犯活動など、住民の自主的な地域活動を支援します。

上水道

- ・安心して暮らすことの原点である、「安全でおいしい水」を確保、供給するため、条例による水道水源の保護、水源涵養林の保全、水質検査体制の充実と浄水処理技術の高度化をはかります。

その他

- ・市営斎場の建替えを推進します。

住宅整備の方針

- ・人口の急激な減少など、住環境を巡る状況に大きな変化が生じた場合、必要に応じて、住宅政策にかかる計画の策定を行います。
- ・公的住宅の整備および施設の充実を大阪府や独立行政法人都市再生機構などの住宅管理者に要請します。
- ・市営住宅の適切な維持管理を推進します。
- ・公的住宅については、周辺地域の居住環境や景観に配慮した土地利用とします。
- ・住宅はできる限りバリアフリーとし、高齢者や障害者も安心して住むことのできる住戸を設置します。
- ・老朽化が著しく、建て替えの済んでいない市営小山田住宅については、市内における公的住宅の総数や入居状況および立地条件などを勘案し、当住宅の必要性や効果性を検討し、入居者の生活環境の維持につながる施策を講じた上で、廃止も視野に入れながら今後の方向性を決定していきます。
- ・必要に応じて、公的住宅にかかる地域住宅計画の策定を行います。
- ・高齢者や障害者に配慮し、バリアフリー化された駅前型民間住宅の誘導に努めます。
- ・子育てに配慮した、教育・文化施設などの充実をはかり、既存団地などの居住魅力を高めていきます。
- ・良好な住環境の形成に努めます。
- ・環境共生型住宅の啓発・普及を推進します。

自然的環境保全の方針

- ・市民、林業者、行政などが協力して健全な森林育成をはかり、豊かな自然の保全と、地域の林業・木材産業の推進に努めます。
- ・市民活動や交流、環境教育の核となる施設整備の検討を行います。

- ・『土砂埋め立てなどによる土壤汚染と災害を防止するための規制条例』に基づき、環境の保全に努めます。
- ・市民参加の促進（ハイキングルートの清掃活動などを通じて市民意識の向上）や、コミュニティ組織を通じた地域の美化や快適環境づくりなど市民の環境保全活動の支援を行います。
- ・市民、企業、行政が協力し、アドプト制度などによる自然的環境の保護に努めます。

都市防災・防犯の方針

- ・延焼防止のためのゆとり空間の創出、植樹帯の整備に努めます。
- ・防火施設の適正な配置に努め、耐震性防火水槽の設置を推進します。
- ・防犯灯などの防犯施設の整備を推進します。
- ・総合的な消防・防災の拠点機能を持つ施設整備をはかります。
- ・火災・救急の発生に迅速かつ的確に対処するため、消防緊急通信指令システムの充実をはかります。
- ・木造建物が密集する市街地の安全対策を推進します。
- ・消防活動困難区域で、消防活動に有効な6～8m以上の中街路整備を促進するための検討を行います。
- ・道路、橋梁など土木構造物の耐震性などの強化を推進します。鉄道を跨ぐ橋梁など緊急性の高い施設から早急に実施します。
- ・ライフラインの耐震性などの強化をはかるため、上下水道の対策の推進とともに電力、ガス、通信などの事業者への要請・協力に努めます。
- ・自主防災組織などの育成、強化を促進し、資機材、倉庫の整備や活動の支援を行います。平常時からのコミュニティ活動の一環として市民防災訓練の充実などを進めます。
- ・自治会をはじめとする自主防犯活動団体などの地域住民による自主防犯活動を推進するため、活動への支援を行います。
- ・ハザードマップなどを作成し、市民にわかりやすく情報提供します。
- ・生活安全条例に基づき生活安全対策の実施に努めます。
- ・防災・防犯について、地域の自治会組織や様々なボランティア組織との連携の強化に努めます。

景観形成の方針

- ・緑地と集落との一体的な景観保全をはかります。
- ・山間・丘陵部や田園地帯の景観を、河内長野らしい原風景の一つとして保全をはかります。
- ・斜面緑地などの保全と整備を進めます。
- ・生産緑地地区の保全などにより、市街地内で残された貴重な緑の保全に努めます。
- ・一戸建住宅団地で建築協定の締結促進、地区計画適用を促進します。
- ・市民・事業者・行政が一体となった景観形成に取り組めるように、景観形成計画の推進をはかります。
- ・啓発活動、美化運動による景観の保全に努めます。

◆ 「地域内循環システムの形成」

自然資源だけでなく、さまざまな物的・人的資源が地域内で関連・循環することにより、お互いに助け合い・刺激し合いながら、地域全体の活力が高まっていくことを目指します。

<施策>

土地利用

- ・市街地部に位置する市街化調整区域については、効果性を踏まえながら、地域の活性化に資するような計画を検討します。

中心市街地の整備

- ・広域および地域内の循環拠点として、商業機能だけでなく、教育・文化・福祉なども含めた「市民生活の質」の向上するための整備について、既存商店街の再整備など活性化方策の検討、まちづくり団体などとの協力による活性化事業の取り組み、災害に強い住まいとまちづくりを進めるため、防災広場の設置やバリアフリーも含めた面的整備の検討を進めます。

主要鉄道駅周辺市街地の整備

- ・千代田駅周辺の整備（駅東側交通広場の整備、アクセス道路の整備、駐車場の検討、高度利用の促進など）を進めます。
- ・三日市町駅周辺の整備（宿場町として栄えた駅周辺の歴史的な整備や、駅前住宅市街地としての整備や高度利用など）を進めます。

計画的市街地の保全

- ・近郊の農地などとの連携により、住民が緑とふれあえる環境の整備をはかります。

市街地部に位置する市街化調整区域

- ・市街地部に位置する市街化調整区域については、効果性を踏まえながら、地域の活性化に資するように努め、地区計画を策定した上での開発を容認します。

交通施設の整備方針

- ・ふるさと農道の整備を促進します。
- ・河内長野駅へのアクセス道路である河内長野駅前線の整備を推進します。
- ・千代田駅へのアクセス道路である千代田駅前鳴尾線の整備を推進するとともに、他のルートについても検討します。
- ・地域間の連絡の改善をはかり、生活密着型市域幹線道路の整備を推進します。
- ・安全性やアクセス性改善をはかり、生活環境を向上させるため、次の路線の拡幅整備を促進

します。

- ・千代田駅東側交通広場の整備を推進します。
- ・市街地を中心にコミュニティゾーンをつなぐ道路の整備を推進します。
- ・河内長野・三日市町・千代田駅周辺の駐車場整備については、パークアンドライドの対応も含めた中で、民間整備の動向を見守りながら検討します。
- ・河内長野駅からラブリーホールを経て、市役所周辺を結ぶシンボルロードの整備を進め、歩道や休憩施設を充実させるとともに可能な限り無電柱化をはたらきかけます。
- ・混雑緩和や利便性向上をはかるため、輸送力増強を要請します。
- ・公共交通ネットワークのあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

- ・森林については、森林体験学習などの観光・レクリエーション利用を進めるとともに、テクルートなど歩行者を中心としたルート整備により、施設間の回遊性を高め、新市街地との有機的なかかわりを深め、緑への関心を一層深めます。

福祉のまちづくりおよび福祉・医療施設

- ・公共施設へのアクセス性の向上などの交通ネットワークを充実します。
- ・市民参加による、地域福祉施設の運営などを促進します。

住宅整備の方針

- ・人口の急激な減少など、住環境を巡る状況に大きな変化が生じた場合、必要に応じて、住宅政策にかかる計画の策定を行います。
- ・必要に応じて、公的住宅にかかる地域住宅計画の策定を行います。

◆「地域産業の再生・ものづくり支援」

産業を地域の循環性を生み出す原動力のひとつとして位置づけ、地域産業の再生やものづくりへの取り組みを都市計画からも支援していきます。

<施策>

土地利用

- ・主要駅周辺市街地では、少子高齢化や情報化などの時代の流れに対応しながら、地域資源の集積拠点として、市民・事業者・行政が一体となって、まちの「顔」としての活性化をはかり、整備方策を検討します。
- ・山林部では、本市の特徴である豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、保全、育成、継承をはかるとともに、レクリエーションの場として有効な活用に努めます。
- ・森林については、林業の生産の場とするとともに、多様な公益的機能を有することから、市民と行政が連携した新しい整備の仕組みを構築しながら、市民自らが守り、育て、実践する場とします。
- ・中山間地域の農地については、生産の場としてのみならず、保水などの公益的機能や多面的な機能を有する空間として保全・活用に努めます。

中心市街地の整備

- ・河内長野駅周辺市街地の都市基盤施設の整備と、河内長野駅前線をシンボルロードとして整備することで、『河内長野市の顔』の形成をはかります。
- ・東西高野街道の合流の要所として栄えた河内長野駅周辺について、観光拠点の整備や、歴史的景観の整備をはかります。
- ・広域および地域内の循環拠点として、商業機能だけでなく、教育・文化・福祉なども含めた「市民生活の質」の向上するための整備について、既存商店街の再整備など活性化方策の検討、まちづくり団体などとの協力による活性化事業の取り組み、災害に強い住まいとまちづくりを進めるため、防災広場の設置やバリアフリーも含めた面的整備の検討を進めます。

既成市街地の整備

- ・生産緑地の保全・活用、宅地化農地など、緑と共生した良好な住宅市街地形成の誘導をはかります。

計画的市街地の保全

- ・近郊の農地などとの連携により、住民が緑とふれあえる環境の整備をはかります。

交通施設の整備方針

- ・大阪方面および関西国際空港へのアクセスを強化するため、大阪外環状線の4車線化、大阪河内長野線の整備、狭山三日市線の渋滞部の拡幅、河内長野から泉北間の検討を促進します。
- ・和歌山県との連携を強化する国道371号バイパス、主要地方道堺かつらぎ線の整備を促進します。
- ・奈良県との連携を強化する国道310号バイパス整備を促進します。
- ・ふるさと農道の整備を促進します。
- ・高速道路南部延伸計画の早期策定を要請します。
- ・道路のグレードアップ、ポケットパーク整備、沿道サービス整備（広域幹線道路）を促進します。
- ・混雑緩和や利便性向上をはかるため、輸送力増強を要請します。
- ・公共交通ネットワークのあり方を検討します。

公園・緑地の整備方針

- ・広域公園として、本市の風土特性を代表する歴史性を有し、本市の観光拠点として、また、歴史的拠点として期待される、觀心寺・丸山地区、河合寺、延命寺、天野山金剛寺周辺および長野地区に配置されている府営長野公園（計画面積30.3ha）の整備が促進できるよう要請していきます。
- ・総合公園として、市民の幅広い利用を想定し、親水性を生かし、散策や遊戯、スポーツが楽しめる寺ヶ池公園（36.7ha）の整備・保全を進めます。
- ・風致公園として、市街地におけるランドマークであり豊かな自然を活かした鳥帽子形公園（22.5ha）の保全を進めます。
- ・森林については、森林体験学習などの観光・レクリエーション利用を進めるとともに、テクルートなど歩行者を中心としたルート整備により、施設間の回遊性を高め、新市街地との有機的なかかわりを深め、緑への関心を一層深めます。
- ・市街化区域内の緑地として、生産緑地地区の保全と活用をはかります。
- ・ふれあい花壇制度などを活用し、公共施設、公共空間などの緑化を推進します。
- ・グリーンバンク事業により市民から提供を受けた樹木を、市民へのあっせん、公用緑化樹として再活用していきます。
- ・居住魅力を高めるため、市民農園などの活用により、緑空間として農地の活用を促進し、コ

ミユニティの育成や生涯学習、子育ての場、機能回復の場など高齢者だけでなくすべての人々が集える農空間の整備をはかります。

治山・治水

- ・保安林の整備の促進・森林の適正な管理・育成。

自然的環境保全の方針

- ・市民、林業者、行政などが協力して健全な森林育成をはかり、豊かな自然の保全と、地域の林業・木材産業の推進に努めます。
- ・金剛生駒紀泉国定公園や近郊緑地保全区域では、林業との調整をはかりながら、自然的環境を保全します。
- ・豊かな自然や歴史的、文化的資源を活かしつつ、この資源を有効的に活用して、大都市近郊の貴重な観光・レクリエーションの場としての保全や活用をはかります。
- ・農用地区域、生産緑地地区の保全、活用を促進します。

景観形成の方針

- ・旧高野街道筋の歴史的なまちなみの保全整備を進めます。また、その中でも重要な地区を定め、保全に努めます。
- ・生産緑地地区の保全などにより、市街地内で残された貴重な緑の保全に努めます。
- ・シンボルロードや河内長野駅周辺の整備による『河内長野の顔』づくりに努めます。また、三日市町駅周辺、千代田駅周辺地区では地域特性や歴史的景観を活かしたまちなみの形成に努めます。なお、各駅前での観光拠点の整備などを推進します。

用語の解説 50音順 [] 内は初出ページ

※**アクセス道路** [p.10]

アクセスは「接近」の意味で、目的となる施設や場所へと行く道路。

※**アドプト・ロード** [p.17]

「アドプト」とは、「養子にする」という意味。市町村などの道路管理者と地域団体等との間で道路を養子縁組し、地域団体等に日常的な管理を委任する。道路だけでなく、公園等の公共施設にも応用されている。

※**一級河川** [p.25]

国土保全上または国民経済上特に重要な水系として政令で指定したもの。

※**合併処理浄化槽** [p.25]

公共下水道が未整備の地区で、生活雑排水とし尿をあわせて処理する浄化槽をいう。このほかし尿だけを処理する単独処理浄化槽がある。

※**環境共生住宅** [p.36]

エネルギー消費や二酸化炭素の排出を減らすなど環境保全に配慮し、また周辺の自然環境との調和を重視した住宅。

※**キッスアンドライド** [p.14]

鉄道を利用する人を駅まで自家用車で送り迎えする方式。欧米で送り迎えの際、キッスする風習からこういうネーミングになったといわれる。

※**近郊緑地保全区域** [p.39]

近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、樹林地などの良好な自然環境が形成されている近郊緑地のうち、無秩序な市街化の防止などを目的として土地利用規制を行う区域。区域内の建築物、工作物の新築など、宅地の造成、木竹の伐採などについては知事に届出を要する。

※**グリーンバンク事業** [p.22]

市民から樹木の無償提供を受け、公共施設などの緑化に活用する事業。

※**グリーンベルト** [p.20]

本市特有の奥行きのある景観をかもしだしている丘陵や山地などの重なり合う斜面の緑の帯と、市街地の緑空間や水辺空間などをつなげた緑の帯が連続するもの。

※**建築協定** [p. 9]

住宅地としての環境や商店街としての利便性を維持、増進するため、地区住民の全員合意のもとに

自主的に建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠などに関する基準について、新たな協定として定める建築基準法に基づく制度。

※コミュニティセンター [p. 31]

おおむね小学校区などで地域の住民の集会や文化活動のために、多目的ホール、会議室などを備えた施設。

※コミュニティプラント [p. 24]

住宅団地などにおいて、区域内専用の汚水処理施設。団地が市街地から離れている場合、団地の開発時期と公共下水道の時期が整合しない場合などに設置される。

※市街化調整区域 [p. 6]

都市計画法による都市計画区域のうち、一定規模以上の計画的開発を除き市街化が抑制されている区域。

※市街化区域 [p. 9]

都市計画法による都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域および今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

※準用河川 [p. 25]

二級河川に関する河川法の規定が準用される河川。公共の利害に重要な関係があり、市町村長が指定する。

※消防活動困難区域 [p. 10]

道路（幅員6m以上）から、商業系または工業系用途地域の市街地で100m、その他の地域では120mの範囲に含まれない区域をいう。

※親水空間 [p. 27]

言葉どおり水と親しむことであり、水にふれる、接することに加え、ながめる、なじむなどができる空間。

※生産緑地 [p. 10]

市街化区域内で公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に効果があり、公園・緑地など公共施設などの敷地に接している農地を、生産緑地地区として指定したもの。30年間の営農継続を条件として、宅地並課税を免除される。

※ダイヤモンドトレイル [p. 21]

金剛生駒国定公園の金剛葛城山系の稜線を縦走する長距離自然歩道。北は奈良県香芝市の屯鶴峰（ど

んづるぼう）から和泉市槙尾山に至る区間で4.5kmあり、大和三山や大阪湾、大峰・大台山脈や淡路島など雄大な眺望を楽しめる。河内長野市域では、行者杉、紀見峠、岩湧山、滝畠キャンプ場などを結んでいる。

※地区計画 [p.10]

良好な市街地の保全、形成をはかるため、地区の特性に応じて、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の用途・形態・敷地などについて、街区・地区レベルでの総合的な計画を定め、建築行為または開発行為を規制・誘導する、都市計画である。

※テクルート [p.14]

市内の文化財やスポーツ・レクリエーション施設・景観地などを結び、自然・歴史・文化を探索する自然歩道。

※特定環境保全公共下水道 [p.24]

公共下水道のうち、市街化調整区域の農山村で生活改善の必要がある主要な集落や水源保全上、特に緊急に実施する必要のあるところを公共下水道として整備するもの。

※都市サイン [p.17]

道路標識の種類の一つで、幹線道路に設置した本市の境界を示す標識。

※土地区画整理事業 [p. 4]

土地区画整理法に基づいて行われる、土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更に関する事業。

※ニコニコ広場 [p.21]

市内の自治会などが、幼児の適切な遊び場を確保し、または老人の健康維持をはかり各世代との交流はかることを目的として設置する広場で、市が一定の整備を行う。

※農業振興地域 [p.2]

市町村は、地域内での農業生産性の向上その他農業経営の近代化などを目的として、「農業振興地域整備計画」を定め、「農業振興地域」および、より重要度の高い「農用地区域」を指定する。農用地区域では、農地などの転用制限、開発行為の制限、土地利用の勧告が規制として定められる。

※農用地区域 [p. 39] 「農業振興地域」参照

※ノーマライゼーション [p.13]

高齢者や障害者をはじめ、すべての人びとが不自由なく暮らし、生きる社会の実現をめざそうとする理念。

※ハザードマップ [p. 43]

地震・台風・火山噴火などにより発生が予想される災害現象の、進路や範囲、時間などを地図に表したもの。災害予測地図。

※パークアンドライド [p. 16]

出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。

※バリアフリー [p. 10]

「障壁（バリア）のない」の意味。建築などにおいて、段差や仕切りをなくすなど高齢者や障害者に配慮をすること。

※普通河川 [p. 25]

河川法の適用を受けない河川。

※ふれあい花壇制度 [p. 22]

緑化基金事業として、地域からの申し込みにより、公園など身近な場所に花壇を整備していくもの。

平成3年から実施。

※保安林 [p. 26]

森林法にもとづき、土砂の流出・崩壊の防備、水源の涵養などをはかるため、定めた森林。立木の伐採には知事の許可が必要で、伐採したものは植栽義務がある。

※ポケットパーク [p. 17]

都市環境の改善に役立てるため、商業地や住宅地などの一角を利用して作られるポケット程度の小さな公園の意。人びとの憩いの場、街かどの景観ポイントとなる。

※ユニバーサルデザイン [p. 29]

障害者・高齢者・健常者の区別なしに、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。

※ランドマーク [p. 21]

まちの位置や、方角を示すときに目印となる象徴的な景観要素。具体的な要素として、建物、塔、坂、山などが該当するケースが多い。本市では、ラブリーホール、烏帽子山などが挙げられる。

※流域関連公共下水道・流域下水道 [p. 24]

流域関連公共下水道とは、公共下水道に接続する市町村単独の公共下水道をいう。

流域下水道とは、2以上の市町村の下水を排除し、かつ終末処理場を有するものをいう。

お問い合わせ先

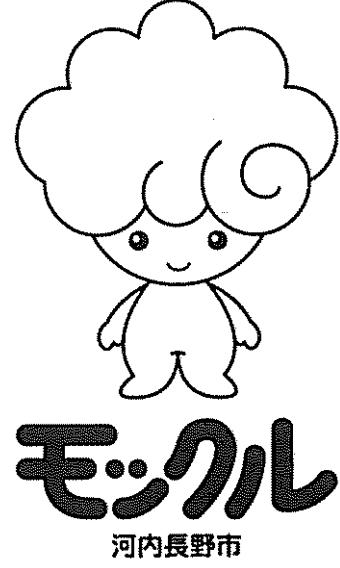
〒586-8501 河内長野市原町1丁目1番1号

河内長野市役所

都市建設部 都市計画室 都市計画課

電話(0721)-53-1111(代表)

E-mail toshikeikaku@mbox.city.kawachinagano.osaka.jp



※この冊子は、再生紙を使用しています。

1 : 10,000

河内長野市 都市計画図(南部大阪都市計画区域)

